

参議院社会労働委員会会議録第六号

(一一一)

平成三年四月九日(火曜日)
午後一時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 福岡 知之君
理事 田代由紀男君
前島英三郎君
対馬 孝且君
高桑 栄松君

委員 小野 清子君
尾辻 秀久君
木暮 山人君
清水嘉子君
田中 正巳君
西田 吉宏君
糸久八重子君
菅野 壽君
日下部代子君
堀 利和君
木庭健太郎君
香脱タケ子君
乾 晴美君
勝木 健司君
西川 潔君

国務大臣 厚生 大臣 下条進一郎君
労働 大臣 小里 貞利君
政府委員 厚生大臣官房会
計課長 近藤純五郎君
厚生省保健医療
局長 寺松 尚君
厚生省児童家庭
局長 土井 豊君

事務局側

常任委員会専門
員 滝澤 朗君

説明員

外務省条約局条
約課長 西田 芳弘君
大蔵省主税局税
制第一課長 黒田 東彦君
大蔵大臣官房企
画官 神原 寧君
労働省労働局勤
労者福祉部企画
課長 澤田陽太郎君
建設省住宅局住
宅建設課長 上野 公成君
環境衛生金融公
庫理事長 山下 眞臣君

参考人

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件

○平成三年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送
付、平成三年度特別会計予算(内閣提出、衆議
院送付、平成三年度政府関係機関予算(内閣提
出、衆議院送付)について
(厚生省所管、労働省所管及び環境衛生金融公
庫)

○勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(福岡知之君) ただいまから社会労働委
員会を開会いたします。

去る三月二十九日、予算委員会から、四月九日
午後の半日間、平成三年度一般会計予算、同特別
会計予算、同政府関係機関予算中、厚生省所管、労
働省所管及び環境衛生金融公庫について審査の委
嘱がございました。

本委員会の所管省庁は厚生省並びに労働省の二
省とその審査対象は広範囲にわたっており、また
が、委嘱審査期間が午後の半日間に限られていま
すこと及び法案の審査状況にかんがみまして、理事
会で協議の結果、今回の予算の委嘱審査につきま
しては、異例の措置ではありますが、私委員長か
ら、委員会を代表し、それぞれの所管省庁に対し
若干の質問をいたしまして、審査を終了すること
になりました。

○委員長(福岡知之君) 平成三年度一般会計予
算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生
省所管、労働省所管及び環境衛生金融公庫を議題
といたします。

○委員長(福岡知之君) まず、参考人の出席要求
についてお諮りいたします。

本件審査中、環境衛生金融公庫の役職員を参考
人として出席を求めたいと存じますが、御異議ご
ざいせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員
長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(福岡知之君) 予算の説明につきまして
は、厚生大臣並びに労働大臣から既に聴取いたし
ておりますので、これより直ちに質疑に入ります。
それでは、理事会の申し合わせに基づきまして、
私から質問をさせていただきます。

出生率の低下に関しまして、まずお伺いをしま
す。

合計特殊出生率が史上最低の一・五七を記録
し、平成二年はこれをさらに下回ると予測される
中で、出生率の急激な低下がクローズアップされ
ております。去る三月十六日の新聞報道によれば、
五年後には合計特殊出生率が一・三二にまで落ち
込み、超高齢化社会の到来が一段と早まることも言
われております。出産、子育ての問題は、個人の生
き方、価値観に深くかかわる問題であります。母
親と子供をめぐっての状況は現在余りにネガティブ
な要素が多いように思われます。今国がなすべき
ことは、安心して子供を産み育てられる社会環境
の整備であり、母親が過重な負担を背負わなくて
も済むような新しい社会システムへの変革ではな
いかと思います。育児休業制度の実現や児童手当
の支給対象、額等の改善はその第一歩であります
が、もとよりこれだけでは十分ではありません。
仕事と子育ての両立支援策や子育ての経済的援助
はもちろん、住宅、教育問題を含むより抜本的、総
合的な施策が求められていると思うのでありま
す。

出生率の今後の動向と育児をめぐる社会環境整
備並びに男女共生時代の新しい社会システムの構
築につきまして、厚生大臣の見解をまずお伺いし
ます。

○国務大臣(下条進一郎君) ただいま委員長から

お話がございました出生率の低下問題、これは大変ゆゆしい問題でございます。全国的なそのような一番新しい数字で平成元年一・五七というのが確報として出ておるわけですが、その後さらにこの傾向が下がるのではないかと、そのような懸念すらありまして、これは大変重大な問題であると、このように受けとめております。

また、個々の市町村におきましても、非常にお子様が生まれる数が少ないということで、高齢化社会の中で、今後の新しい社会の組織づくりの中で、各首長さんたちが真剣にこの問題を懸念しておられるということは今委員長のお話のとおりでございます。

このようなことで、出産と申しますのは、これは一番大事なことでございますが、個々の御夫婦の間の価値観の問題にかかわる問題でありますし、また行政が直接介入する事柄でもないわけでありまして、まああくまでも安心して子育てができる環境づくりに努力する、このような見地から行政の役割を認識いたしております。このために、内閣におきましても、関係十四省庁から成る健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議により検討結果を取りまとめましたが、去る一月二十三日にその結果が、出ましまして、この中で子育て環境づくりに向けた総合的な対策が盛り込まれておるわけでございます。

厚生省に関するところにおきましては、平成三年度予算案におきましても、まず児童手当の充実を図る、先ほど委員長からお話ございましたように、児童手当の改正法案を今御審議をお願いしておりますが、それを中心とした手当の充実を図っていくこと。また、多様な御要求にこたえるためのきめ細かな保育サービスの実施、これは時間の延長とか、あるいはまた形態のいろいろな工夫等を考えております。また、子どもと家庭——〇番という児童相談所、あるいはまた乳幼児健全育成相談、これは保育所でございます。また、健全母性育成事業、これも保健所が扱っておりますが、こういったような相談支援体制を拡充いたしまして、

て、いろいろな要望におこたえるようにいたしております。

また、今後とも家族がともに過ごす生活時間の確保、逆に申しますれば労働時間の短縮、これはまた労働大臣おいででございますからそちらの方でお話が出るかと思いますが、また、職業生活と家庭生活の両立支援の問題でございます。この関係では育児休業制度の確立と企業内保育サービスの促進、こういうことでございます。さらにまた男性の家庭生活への参加促進、さらにはまた住環境の整備、多子世帯の優先入居、さらにはまたゆとりある教育の確保など、これからの社会システムの構築を目指しまして、各省庁と連携を図りながら総合的な視点からこの施策の推進を図っていく所存でございます。

〇委員長(福岡知事) 次に、骨髄データバンクに關しまして伺いをします。

私の知人で過去に二人白血病で亡くなった方がおられ、大変心痛ましく思っておりますが、つい先日六日の日付の新聞で、広島の高校生が自分の骨髄と同型の骨髄をくださいということ、お母さんと一緒に東北の方から京都の方まで行脚を続けているという記事が載っております。

そこで、平成三年度予算において骨髄データバンク事業費として二億七千万円が、また骨髄移植調査研究費として五千万円が新しく認められておりますが、このことは白血病などに苦しむ方々にとつて大きな朗報であると思ひます。

しかし、昨年十一月に出されました骨髄バンク組織に関する研究班の報告書にもありますように、骨髄提供者に対する万一の場合の補償問題、骨髄提供の公平性の確保、骨髄移植施設の拡大など移植医療の充実、骨髄を提供するドナーの確保、骨髄提供者及び患者のプライバシー確保など、解決しなければならぬ問題は数多く残されておるように存じます。せっかくの骨髄データバンク事業が発足するのでありますから、これが適切に運営されることを願うのであります。

つきましては、厚生省においては、これらの諸

点についてどのように考えておられるか、伺いをします。

〇国務大臣(下条進一郎君) ただいま委員長からお話ございましたように、白血病の患者さんが大変苦しんでいらつしやいます。そのために骨髄移植ということが非常に有効である。しかし、ドナーが非常に少ない、諸問題が絡んでおりました、意外に進捗してないということは事実でございます。

厚生省といたしましては、昨年十一月に、骨髄バンク組織に関する研究の報告書をつくりまして、その内容をもとにいたしまして、ただいまお話しございましたように、平成三年度には日本赤十字社の協力を得まして骨髄データバンク事業が実施されますように、公衆衛生審議会成人病難病対策部会等におきまして具体的な内容についてさらに検討を進めておるところでございます。

骨髄バンクの運営に当たりましては、御指摘のように解決しなければならぬ幾つかの問題がございまして、これについては、例えば今お話がございましたように、ドナーの補償体制については、最終医療機関等の故意、過失のいかんにかかわらず、簡易な手続で迅速に補償を受けられる方法について検討をいたしております。また移植を実施する施設につきましても、平成二年度より無菌室の充実に対する補助事業を実施いたしておるなどその解決に努めているところでございます。今後は、公衆衛生審議会の検討の結果を踏まえ、骨髄データバンク事業が適切に実施されますように努力してまいりたいと思つております。

〇委員長(福岡知事) 次に、環境衛生金融について公庫の方に伺いをします。

飲食店、理容業、旅館、クリーニング等のいわゆる環境衛生関係営業は、全体的に見ますと年々増加の傾向にありますが、その経営規模は極めて零細で、経営基盤も脆弱な場合が多く、資本、経営手段、人材確保、情報収集など多岐をとつても弱い立場に置かれております。最近では、人手不足や大店法の規制緩和などその経営環境には非常に厳し

いものがあり、またクリーニング業におけるパークロロエチレン等の公害問題、公衆浴場の減少等の問題に見られるように、国民の生活衛生環境にも大きな影響を与えております。

環境衛生関係営業の健全な発展は国民の文化的生活水準の向上に不可欠なものであり、国もこれらの業界の近代化を促進するため融資等の対策をもつと充実強化する必要があると思ひます。

そこで、環境衛生関係営業に対する公的融資機関である環境衛生金融公庫にお伺いをするのですが、この業界を取り巻く最近の情勢をどのように分析しておられるか、またそれに対するどのような対応をするのか、特に融資条件の改善面を中心にお伺いいたします。

〇参考人(山下眞臣君) 環境衛生関係営業が国民生活に非常に密接に関係いたしております。その衛生水準の向上が不可欠であるということ、かつまたその業者の大多数は中小零細の事業者であるということ、御指摘のとおり存じておるわけでございます。

近年、御指摘ございましたように、人手不足、後継者難といったような問題に加えて、大企業の参入あるいは消費者、利用者のニーズの多様化、高度化等、その対応すべき問題は非常に多いと考へておるわけでございます。長期安定資金を融資いたしまして、この営業関係全体の衛生近代化、経営の安定化に努力をいたさなきゃならないと存じておるところでございます。

平成三年度におきましては、まず第一に貸付計画枠を二千五百億から二千二百五十億というぐあいに増額をいたしますとともに、お尋ねのありました貸付条件につきましては幾つかの改善をいたしておるところでございます。

まず最初に、振興事業の充実でございます。今まで指定されておりました公衆浴場業及び水雪販売業につきましてもこれを振興事業の対象業種とするということにいたしました。環境十七業種すべてがこれによりまして振興事業の対象事業と相なるということになりました。また、全業

種を通じて、振興事業の貸付特利対象の拡大を図っております。店舗の範囲を、従来建てかえする場合一・五倍までを特利対象にしており、またの二倍まで引き上げるとか、あるいは各業種につきまして特利の対象品目を増加するといったような改善をいたしておるところでございます。

それから、お話にございました公衆浴場の確保対策、これにつきましても借地を買取ります際の貸し付けの限度額を、本来の貸付額のはかに従来五千万でございましたものを一億まで限度額を広げるといふようなことでありますとか、特利の、公衆浴場につきましては低利のものを実施いたしておりますが、その対象品目を広げるといふような充実もいたしておるわけでございます。

また、大店法の規制緩和に伴います環境関係の経営体質の強化ということで、ことしからいわゆる活性化貸し付けというものを開始いたしまして、低利の融資を実施することとなっておりますわけでございます。

人材確保のための貸付制度といたしまして、労働環境整備施設貸し付けというのがございますが、その内容につきましても職場環境の改善施設なども取り入れるというようにその充実を図っておるところでございます。

以上の諸点が平成三年度における改善の主要な点でございますが、私どもといたしましては、今後とも努力をいたしてまいりたいと存じておるところでございます。

○委員長(福岡知事) ありがとうございます。次に、労働時間の短縮につきまして、労働省にお伺いをします。

我が国の労働時間は減少傾向にあるとはいふものの、欧米に比べて年間二百時間から五百時間も多いという状況にあります。

言うまでもなく、労働時間の短縮によって余暇活動や家族との触れ合いの時間を生み出し、家庭生活を充実させることができると同時に、地域活動への参加などを通じて社会発展へ寄与することができるなど、豊かでゆとりある質の高い生活

を実現することが可能となります。また、労働時間の短縮で生産性が向上するとの調査結果も公表されておりますが、充実した余暇活動による心身のリフレッシュは勤労意欲の向上をもたらし、ともに、労働災害を減少させ、企業活動の活性化につながることは明らかであります。今や労働時間の短縮は国民的課題となっております。

この四月一日から、法定労働時間が週四十六時間から週四十四時間へ短縮される一方、今春閣内においても労働時間の短縮が労使間の大きな争点になるなど、年間総労働時間千八百時間の実現に向けてたゆまぬ努力が続けられております。

しかしながら、完全週休二日制の定着、所定外労働時間の削減、業種、企業規模間格差の是正など、課題が山積しているのも事実であります。今後これらの課題にどのように対処していくのか、平成三年度の重点施策を中心に労働大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣(小里貞利君) 労働時間の短縮問題は、ただいまも委員長お話しございましたように、豊かでゆとりのある国民生活、なかんずく勤労者の生活を実現する上におきましてぜひとも達成をしなければならぬ大きな懸念事項の一つでございます。

ただいま委員長もお触れいただきましたように、政府におきましては、御案内のとおり、平成四年度を目標にいたしまして、御指摘の総労働時間一千八百時間ぜひ達成しようではないかという目標を掲げまして、この三年間努力を続けてまいりましたところでございます。お話のように、労働時間は関係機関団体及び企業あるいは事業主の深い御理解をいただきまして、特に新しい労働基準法施行以来、着実にその成果を上げてまいってござい

ますと申し上げても言い過ぎではないかと思っております。申し上げてもいいと思いますが、最初申し上げましたように、目標を考えますときに必ずしも十分な状況でないこととお話のとおりでございます。

政府といたしましては、この目標達成のために

努力を続けてまいっておるところでございます。特に完全週休二日制の実施あるいは年次有給休暇を拡大し、かつまたこれを確実に消化していただく、あるいは連続休暇を拡大して、これもなお確実に実施をいただきたい。あるいはまた法定外労働時間、いわゆる残業等の問題でございますが、これらの問題もそれぞれ目標を設定いたしまして、そして具体的な手段を講じまして進めてまいっておるところでございます。

ただいま委員長もお触れいただきましたように、この四月の一日から週四十六時間を週四十四時間という、関係各位の協力をいただきまして進めてまいっておるところでございます。あるいはまた、中小企業等、非常に労働時間については不調でございましたけれども、年次有給休暇六日間を八日に引き上げて、そしてこれが実践に努めていただく、そういうような方途も講じてまいっておるところでございます。

ここで改めて、私も労働省といたしまして、特に平成三年度においてどういふことを考えておるかという委員長のお話でございますが、御承知のとおり、この新しい労働基準法、三年前に制定いたしましたときに、当分の間四十八時間以内の一つの緩和措置の第百三十一条附則でござい

ますが、これも私も勤めをいたしました。同時にまた、一定の期間経過したとき、すなわち三年経過したときにはこれが見直しも可能であるという附則第七条の条項等もござい

ます。これらに準拠をいたしまして近々中央労働基準審議会に、一体この労働時間の短縮をいかなる方法で進めることが最も有効なのか、そしてまたその目標を具体的にどのようになくことが今日の段階におきまして有効適切な方法なのか、それらを含めまして審議していただくという具体的な一つの段取りも考えておるところでございます。関係各位の御意見等も十分お聞かせいただきながら、腰を据えて積極的に取り組む所存でございます。

○委員長(福岡知事) 最後の質問でございます

が、建設業における労働災害防止対策並びに雇

改善の対策に關しましてお伺いをします。

全産業の労働災害による死亡者数を見ますと、平成二年では全体で二千四百七十人となっております。前年と比較し五十一人も増加をしております。死亡災害の発生状況は近年再び増加傾向を示してきています。

死亡災害を業種別に見ますと、建設業が千四百八人と全体の四二・四％を占めており、この高い水準はここ数年依然として変わっており、この高い人命が失われるということはまことに深刻な事態と言わざるを得ません。建設業において労働災害が多発している背景には、内需拡大等に伴い建設工事が増加していること、建設業に特有の重層的な下請構造があること、建設機械のハイテク化に追いつかない現場労働者が存在していること、建設業界の人手不足と建設労働者が高齢化していること等が要因として挙げられるのではないかと

思われます。

このような状況の中で、建設業における労働災害防止対策の一層の徹底と、他産業と比べて立ち

おくれている労働条件、労働福祉の改善等のため雇用の近代化対策の確立が求められておりますが、労働大臣としてどのように対処されるのか、御見解を承ります。

○国務大臣(小里貞利君) ただいま委員長お話し

指導を行ってまいっておりますところでもございますし、あるいはまた工事現場におきます安全衛生の管理徹底あるいは経営者あるいは企業のそれぞれの幹部の諸君が直接先頭に立ちまして、安全衛生活動の促進あるいは啓蒙あるいは監督等をやっていたり、あるいは日ごろ災害防止の対策に努めておられるところもございまして、具体的に御指摘のような状況に至っておりますことはまことに遺憾に存じます。

なおまた、建設業は全雇用者の一割を占めるといふ非常に客員数からいたしましても、極めて注目をしなければならぬかと思つた次第でございます。全労働者の約一割、概数で申し上げまして五百数十万人という大きな一つの対象労働者であるわけでございまして、この中で不安定な雇用あるいは労働条件あるいは労働福祉の立ちおくれ等の問題も日ごろ指摘されるところでございまして、雇用機会としての魅力が他産業に比べまして乏しいということも言えるかと思つた次第でございます。

労働省といたしましては、建設労働者雇用改善法に基づきましてこれらの問題の改善に努力をしまつてまいっておりますが、特に本年四月から同法に基づく建設雇用改善計画を改定いたしまして新たな積極的な計画を策定いたしましたところでございます。今後このような計画に基づきまして総合工事業者による、先ほど委員長もお話がございましたように、下請関連企業等に対しまして、労働者の雇用改善を初めとする建設労働者の雇用の改善のための施策を総合的に進めてまいりまして、建設業におきます雇用の近代化あるいはそのほかの労働条件の改善等を通じまして、災害、事故の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(福岡知事) 以上で厚生省所管、労働省所管及び環境衛生金融公庫に対する質疑は終了いたしました。

これにて平成三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生省所管、労働省

所管及び環境衛生金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(福岡知事) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡知事) 次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○対馬孝且君 本法案に関しまして、我が党は賛成法案でございますので、重点を絞ってお伺いしたいと思つております。

まず最初に、財形制度の現状認識についてお伺いをいたします。

財形制度は、昭和四十七年から財形貯蓄と財形持ち家分譲融資の二本の柱でスタートをいたしてまいりました。これまでに六回の法改正が行われてきたものであります。平成二年九月現在、財形貯蓄は、年金貯蓄と住宅の貯蓄を含めまして、約十四兆円近くの巨額な金額に達しております。勤労者一人当たりの平均でいきますと貯蓄額は、一般の財形貯蓄が約五十七万円、それから財形年金貯蓄では約八十二万円、財形住宅貯蓄では百十七万円にすぎない。一方、勤労者の持ち家の取得促進という側面の累計を平成二年十二月で見てもいりますと、持ち家分譲融資が八百八十七戸、七百五十六億円、持ち家の個人融資、これは十三万二千八百八十戸、金額にして一兆六千八百八十四億円、こういうことに相なっております。したがって、合計でいきますと十四万三千六百七十七戸、総金額で一兆一千四百四十億という状況であります。この貯蓄の、年金、住宅貯蓄を含めまして全体で大体十四兆円ですから、残高で見ますと大体

その三分の一ぐらゐまで原資に充てられるわけがございますが、融資の実績は余り好調ではない、こゝ言わなければなりません。したがって、勤労者の財産形成を図っていくという財形制度の当初の目的、これが十分に達成されていまいと云えるのではないのでしょうか。これに関しまして、労働大臣の現状認識についてお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) お答え申し上げます。

財形制度は昭和四十六年に施行されて約二十年を経過するところでございますが、今や勤労者の財産形成の上におきまして欠くことのできない大きな役割を申し上げていいと思つてございしますが、果たしておると私どもは一応評価をいたしております。

今般、高齢化の進展あるいは特に大都市地域におきまして住宅問題の深刻化等を背景にいたしまして、さらなる制度の改善を図ることとしたしまして、この制度改善により勤労者の財産形成を一層促進することができるよう、そういう新しい考え方で御相談を申し上げておるところでございます。なおまた、財形融資制度についても、制度の周知啓発等によりましてこの数年急速に融資額が増加しておりますところですが、累積融資額は一兆円を超えておるところでございます。

なおまた、ただいま先生数項目につきまして御指摘もいただきましたが、漸次そのようなことにも十分留意しながらこれが制度の目的を達成していく、かように考えております。

○対馬孝且君 大臣の心構えという点ではわからぬわけではございませんけれども、十四兆円に対して三分の一というところで、私も地域の、北海道地方の中小企業の方々も要望されておりますけれども、中小企業に携わる関係の方々ももっと手短でまた融資を非常に受けやすい状況をつくつてを緩和していただいて受けやすい状況をつくつてもらいたい、これが切実な要望であります。したがって、今大臣のお答えがございましたけれども、それらにウエイトをかけて今後対処してもらいたい

い。これは要望しておきます、時間の関係がありますから。

それで、問題点はたくさんあるんですが、改正の要点は四つございまして。それは承知しておりますが、とりわけ一番問題になるのが財形非課税問題であります。今回の改正の中で今般お改善が見られなかったということについて、極めて労働者の皆さんには大きな不満がございます。

それはどういふことかといいますと、財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の利子の非課税問題なんです。これは限度額は昭和四十九年以來五百万円に据え置かれておるんですが、これからは住宅取得の頭金としては全くもう、十七年前も今も五百万円と同じであるということは極めて不十分であると言わなければなりません。また、個人年金資金としても極めて少ない額と言わざるを得ないのではありませんが、当面、何と云っても高齢化社会を迎えまして老後は少しでも余裕のある生活を望みたいということを考えるならば、やはり五百万円ではなくて一千万程度の原資が必要である、こゝういふ訴えが多々の方から言われているわけでありまして。住宅取得資金の自己資金としても、一千万程度は最低必要である、こゝう思いますので、現在の財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の利子非課税限度額について、五百万円から一千万円に引き上げるべきである、こゝういふふうに私考えますが、まず労働省の考え方をお伺いしたいと思います。

○政府委員(清水博雄君) 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の利子等の非課税限度額の引き上げにつきましては、今般、全体の改善の端緒ともなりまして、勤労者財産形成審議会の建議もいたしておるところでございますし、関係方面との折衝を精力的に行つたわけでございまして、今般の税制改正におきましては、現段階におきまして、貯蓄額が多くない、非課税限度額に達している勤労者が必ずしも多くない、一人当たりの平均貯蓄額、両貯蓄とも百万円前後とそれほど高くはない、こゝういった等の状況もございまして実現ができなかったわけでございます。

しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、高齢化社会が一層進展をする中におきまして、安定した老後生活を送るための個人の自助努力としての個人年金の原資が増大しておるわけでございますし、また、土地、住宅価格の高騰、こういう現状もございます。こうしたことを考えますと、公的年金あるいは企業年金を補完する目的で長期にわたり年金原資を計画的に積み立てていく、これが財形年金貯蓄の目的であるわけでございます。住宅取得する場合の自己資金を計画的に積み立てていく、これが財形住宅貯蓄であるわけでございます。こうした事柄についての勤労者の自助努力に対して、さらに引き続き援助を行っていくことは極めて重要であると、このように考えておりました。私どももいたしまして、今後ともさらに努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○対馬孝且君 大蔵省のこれに対する考え方はどういう考え方をもちか、お伺いします。

○説明員(神原重君) 財形住宅、年金貯蓄非課税制度につきましては、先生既に御案内のとおり、一般の預貯金利子を原則課税といたします中、勤労者に限りまして住宅貯蓄及び年金貯蓄について特に元本五百万円までの利子を非課税とするというものでございまして、勤労者に対して十分配慮をしているところのものとでございます。

この非課税限度をさらに引き上げるといふ御提案につきましては、このような利子非課税制度を利用できる者と利用できない者とのバランスを失うというふうな問題にも留意しなければならぬと考えております。

いずれにいたしましても、財形非課税制度を含めまして、利子課税のあり方につきましては、六十二年九月の改正法附則におきまして、平成四年に見直しを行うこととされているところでございまして、大蔵省といたしましては、この見直し規定の定めるところに従って対処してまいりたいと考えておりますが、その際には先ほど申し上げましたような点に留意していかねばならない

というふうに考えております。

○対馬孝且君 大蔵省に申し上げたいのは、これは平成二年の勤労者財形審議会の建議、十二月十八日、会長松永正男、この審議会というのはこの目的に向かって国民の総意、意思をまとめたものと、そういう理解を持たなきゃだめだと思ふんですよ。そうだとすれば、これは私個人で言っているんじゃないんで、松永会長の建議の中に極めてはつきり、「第一に、持家取得のために必要な自己資金の額が、最近急激に上昇していることを踏まえ、財形年金貯蓄と合わせて五〇〇万円となつていく財形住宅貯蓄の非課税限度額を大幅に引き上げる必要がある」と言っている。審議会のこういうことに対して、今の答弁は軽視ですよ。審議会というのはそれなりの法律に基づいた審議会なんだから、各界各層が入ってやっていっているんだから、その建議の中にきちっと大幅に引き上げるべきである、これはつきり言っている限り、これにこたえるのが政府の役割であつて、今のような答弁では納得できないですね、私は。これ一つ申し上げたい。いかがですか。

○説明員(神原重君) 先生の御指摘でございますが、先ほどの繰り返しにもなりますが、一般の預貯金利子が原則課税の中での勤労者に対しての特別の配慮であるという点、それから、先ほど労働省の方から御答弁もございましたが、現在、財形貯蓄の平均残高がおよそ九十三万円程度でございまして、そういったことで枠ぎりぎりまで利用されているという状態では必ずしもないこと、それからやはり税制という立場から考えますと、このような非課税限度をさらに引き上げるとは、いわゆるこの制度を利用できない者とのバランスを失うことにもなりかねないといったことにも留意する必要がありますのではないかとこのように考えておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

○対馬孝且君 その認識は、総理府の世論調査などの国民の志向というか勤労者の志向は年々歳々逆ですよ。むしろ加入をしていきたい、そういう志向が総理府の世論調査でも出ていますよ。時間がないから余りあれですけれども。それでは、ちよつと私お伺いしたいんだけれども、六十二年の税制改正、六十三年四月にマル優の原則廃止をしたときに、利子配当に対する課税の次のような非課税貯蓄制度の改善が行われております。それはどういふことかといいますと、今回の財形貯蓄の関係でいいますと勤労者財産形成、つまり非課税、これはつきりしているじゃないか。非課税制度として勤労者財産年金貯蓄制度、住宅貯蓄制度、これ全部対象になつていっているじゃないですか。そのときにはそういうことを言っておつて、今度の改正の中で出てきたのは住宅と年金だけに限定したということですよ、これ。当時六十二年の改正の段階ではちゃんと一般財形へのあれは出ておつたんだ。目的にちゃんと入つておつたんだ。これを後から外しちゃつたんです。何で、勤労者財産形成を改善していくとときに、これは改善でなくて改悪でないですか、私に言わせれば。一般のここに言われる勤労者財産形成というものを対象にしたのが年金と住宅に制約してしまつた。これはどういふことなんですか。私はこういう点が問題だと言ふんだ。何も勤労者感で言っているんじゃないんだ。六十二年のマル優の改正の時点ではこういうことがはつきり大蔵の資料で出てくるんだ。それはどういふことなんですか、ちよつとお伺いしますよ。

○説明員(神原重君) 昭和六十二年九月の税制改正におきまして、いろいろ御議論の末、一般的に貯蓄を優遇する必要性というのが次第に乏しくなつていっているのではないかとこの間にかがみまして、いわゆるマル優とか郵便貯金及び特別マル優の非課税貯蓄制度を老人や母子家庭等所得の稼働能力の減退した方々に対する利子非課税制度に改組をしたわけでございます。一般の財形貯蓄も非課税貯蓄という意味では現行のマル優制度及び郵便貯金と異なるところはございませんというところで、六十二年九月の改正におきまして一般的に財形貯蓄についても非課税制度を廃止させていた

だいたものでございますが、ただし、勤労者の財産形成の中でも特に老後に備える年金貯蓄及び住宅取得のための貯蓄については、例外的にこれを特に支援するという必要性から、これらの利子等について非課税とするということとされたものでございまして、いわゆるサラリーマンについて一般の財形貯蓄の非課税を認めた場合には、いわゆる現役のサラリーマンのみを特別扱いして一般的に優遇措置を講ずるといふようなことになりましたので、その場合には税負担の公平の観点から見て適当ではないのではないかとこのように考えております。

○対馬孝且君 そういう答弁は成り立たない。こゝで言われているけれども、六十二年改正の、今あなたが一般との関係でそういうバランスを配慮して、そういう答えになつたということでしょう。それなら私は申し上げなければならぬ。それじゃ、資料ありますけれども、これはどういふことなんですか。大蔵省は貯蓄の実態をどう把握をしているんですかというのを言わなければなりません。なぜかといいますと、これは参議院調査室の資料に基づくものでありますけれども、貯蓄の現況という統計がここにございまして、今あなたが言うのは、一般と勤労者との関係のバランスだと、こうおっしゃるならば、貯蓄の実態がどうなっているかということがやはりバランスがとれていなければならぬでしょう、あなたの論理から言うならば。昭和五十年を参考までに申しますと、勤労世帯は平均で二百六十三万六千円、農家世帯は平均で二百七十四万四千円。これを六十一一年に置きかえてみましょう。これでいくと勤労世帯が七百三十二万九千円、それから一般世帯が千二百二十二万二千円、それから農家世帯が千六百七十六万四千円、こうなつていんじゃないですか。おかしいじゃないですか。この統計は総理府から出たものですよ。バランスだとおっしゃるならば、全部勤労者も一般世帯も貯蓄の水準が横並びで大体一致している。水準が一定しているというなら、それ

は大蔵省の言うことはわかりますよ、バランスの關係で、勤労者の貯蓄が一番低いじゃないですか、一般、農家世帯と比較した場合でも、そういう理由では私は納得できません、勤労サラリーマンの立場からいうと、いかがですか、この点は。

○説明員(神原重孝) 先ほど申し上げましたのは、サラリーマンについての一般的な財形貯蓄の非課税を認めた場合には、いわゆる税負担の公平の観点から見て適当ではないのではないかと、いうふうに申し上げましたが、こういうふうな六十二年九月に貯蓄に關していろいろな議論があった末、一般的なマル優制度あるいは郵便貯金の非課税制度、あるいはこういった一般の財形貯蓄の非課税制度がいろいろ御議論の末に改組されまして、その際に勤労者の財産形成の中でも特に老後に備える年金貯蓄及び住宅取得のための貯蓄についてこれを特に支援するということで、これらの利子等について非課税とさせていただきますということでございます。

○対馬孝且君 それじゃちょっと労働省に私お伺いしますけれども、また大蔵に聞かなくていいから、労働省でも、これは一九八八年九月の「財形」の財形リサーチセンターの発表した労働者の考え方といいますが、これは労働者自身が財形非課税はぜひとも一千万円ということをはっきり言っている。つまりここに出てきますけれども、財形年金の月額を四万八千円として、二十年確定額型の年金を受け取るために必要な原資は約七百八十三万円である。年大体四％運用として考える。少しでも余裕のある生活を望むということになれば一千万程度の原資が必要であると言っているんですよ。これは労働者から出たものです。こういうことをはっきり言っているが、みずからを否定するということはおかしいじゃないですか。この点いかがですか。

○政府委員(清水雄雄君) 御指摘のように現行の五百万という非課税限度額、これにつきましても、老後生活を考える場合の年金原資として考えていく場合におきましても、やはり今御指摘のような

数値、こういうような形で年金原資そのものが増大する、こういうことにもなっておるわけでございますし、また住宅取得の頭金という意味におきましても一千万円程度が必要とされるような状況にもなっている、こうした認識を私も持つておるわけでございます。一般財形貯蓄の点につきましても、これは他の勤労者世帯以外の一般世帯等とのバランスの問題もありやむを得ない面があるわけですが、こういう勤労者自身の老後生活を迎える、あるいは住宅難に対応していく、そうしたための自助努力を助長する、援助する、こういう目的としての財形年金貯蓄なり財形住宅貯蓄につきましてもさらなるより一層の援助策を講じていく、こういう必要性はある、このように私も自身考えておるわけでございまして、さらに今後そうした面につきましても関係方面とも折衝しつつそういった面についての努力をやっていくかなきゃならない、このように思っております。

○対馬孝且君 今清水局長の言われる今後関係方面とも一層の努力をする、それは労働者の立場は結構なんですけれども、これを現行の所得といたうのは大蔵省の歯どめ的な態度があるからじゃないですか。ずばり言わしてもうけれども、労働省としてこう言っているのに、これは労働省の一つの考え方として出ているんだから、これは誤りじゃないと、今答弁がありましたように、関係方面とも努力するということは、どこが一体災いしているんですか。どこの省が一体歯どめになっているんですか。これは大蔵じゃないですか、はっきり言つて、だから私は先ほど大蔵省に言っているんですよ。

だから、大蔵省に言いたいことは、平成四年度に改善策について検討するということあなたの答弁、これは今までも何回も言ってきたことなんだよ。このようないふことを十七年間しゃべっているんだよ。変わってないんだよ、原則的には、あえて言うなら、現状認識が違ふなら別だけれども、東京都で今勤労者は住宅買えますか、土地が。知つての

どおり鎮静したとは言つたつて相変わらず一坪一千万とか何億とか言われているときに、勤労者が住宅を求めることができないでしよう、今日の時点では、あなた持っていますか。失礼だけれども、どこから通勤してきますか。東京のど真ん中に住んでいますか、あなた。これが実感なんだよ、勤労者の。それが相変わらず十七年間たつても、坪二、三万円で買った土地がもはや五百万だ、一千万だといっているときに五百万ですと、こういう言い方は通りませんよ、庶民の中では、それは官僚的発想だから通るんであって、そこを私は言っているんだ。

だから平成四年に改正するというのであれば、十分その段階で検討するというのではなくて、五百万円では限界にきている、今の土地の異常な高騰、それから高齢化社会から言つて、私も札幌だけれども、札幌でさえ坪も三、四十万、五十万ですよ。それは安い方だ。そういう段階を迎えておつて、今なお、ただ平成四年には十分御意見をいただいて検討しますという、そういう消極姿勢ではなくて、勤労者の本當の痛み、苦しみ、悩みをわかつて、わかるならこの際ひとつ五百万円以上の問題について、それは一千万円になれば一番いいけれども、一千万円までいかないとするならば、いずれにしても五百万の非課税限度額というものは見直してそういう方向に、平成四年度では具体的に非課税限度額を出す、改善するように努力する、どうですか、そういうこと。

○説明員(神原重孝) まず、住宅政策につきましても、税制のみならずいろいろな政策があるものと考えられますけれども、御指摘のこの制度につきましてもぜひ御理解いただきたいところは、一般の預貯金利子を原則課税とする中で、特に勤労者の住宅貯蓄あるいは年金貯蓄について例外的に元本五百万円までの利子を非課税としておるといふものでございまして、そういう意味では勤労者に対して十分配慮しておるものであるということをお断りさせていただきます。

税限度額をさらに引き上げることにつきましては、いわゆる勤労者で利子非課税制度を利用できる方とそれからまた利用できない方とのバランスを失ふというふうなことで、それから現在財形住宅、年金貯蓄の平均残高がおよそ九十三万円程度であるといったようなことについてもやはり留意していかなければならないのではないかと、いうことでございまして、ぜひ先生にも御理解いただきたいと思ひます。

○対馬孝且君 御理解してもらいたいと言つたつて、そういう実態をあなたはお認めになりませんか、今私が言う実態は、勤労者、サラリーマンの実態、土地の高騰なり高齢化社会の中で、今現実にそういう実態にあるんだという認識が問題なんだ。その認識はどうなんですか。認めますか、その認識は。

○説明員(神原重孝) 先生のおっしゃる点確かにあると思ひますが、そういった御指摘も踏まえていろいろ御議論いただいた結果、原則的に一般的な預貯金の利子についてはいろいろ課税の公平とかそういった観点から課税としておる中で、勤労者の住宅貯蓄については元本五百万円まで特に利子の非課税をしておるということでございます。

○対馬孝且君 だから、そういう点を含めて平成四年度にはこの問題を検討するという段階にきているわけですから、この段階ではっきりしていただいたことは、平成四年度に単なる検討という段階ではなくて、むしろ今のは否定しているんだから、あなたは、実態は認めるけれども、いや一向に制度の中身については改革は難しい、こういう言い方だから私は理解できないというんだよ。実態は認めていながら、その実態があると認めているならば、そういう方向に改善をしていくという姿勢がないから私言っているんですよ。その姿勢があれば私はここでこれ以上追及しないけれども、そういう姿勢をとるのが今の実態から考えた場合には勤労者にこたえる当然の道ではないか、こう私は言っているんだから、それに対して相変わらず

ず、いや制度がこうですから制度がこうですから
と言ったって、これは勤労者は納得しないよ。も
う一度答えてくださいよ、はつきり。

○説明員(神原重吉) たびたびの御指摘でござい
ますが、繰り返しになってしまいかもしれませんが、この非課税限度額をさらに引き上げることにつ
きましては、いわゆる利用できる者でできない
者とのバランスを失うというような問題がある
点等にもやはり留意しなければならぬというふ
うに考えておりますが、いずれにいたしましても、
この財形非課税制度を含めまして利子課税のあり
方について、前回の昭和六十二年九月の改正法の
附則において平成四年に見直しを行うこととされ
ているところでございますので、ただいま申し上げ
たような問題点等も踏まえ、またこういった観
点を踏まえて、大蔵省といたしましてこの見直
し規定の定めるところに従って対処してまいりた
いというふうに考えております。

○国務大臣(小里貞利君) 財政、税制を預かる大
蔵省の分野ではございませぬけれども、今先生御
指摘の財形制度そのものは労働省、私どもの所管
事項でございませぬ。その視点に立っていただいま
先生の耳しげくかつまた強烈に御指摘になる問題
点お聞かせいただいたところでございませぬが、私
どもは、先ほど局長が御答弁申し上げましたが、こ
に、この問題につきましては大きな注目を払って
まいっておりますのでございませぬ。なおまた、私
も大臣に就任いたしました後、前後の事情、局長な
どを通じてよく聞いてみますと、率直に申し上
げまして、平成三年予算編成に当たりましても
労働省といたしましてはこの基準を引き上げた
い、そういう具体的な相談をいたしました経緯も
ございませぬ。なおまた、この制度が昭和四十九年
に決定いたしました以来相当な期間も経過をいた
しておるわけでございますから、さらにまた先ほ
ど先生お話しのような事情も具体的にこれありで
ございまして、ついでには平成四年予算編成に当た
りましては、先ほど局長が答弁いたしましたよう
な気持ちになって、前向きで積極的に大蔵税制当

局にもひとつ啓発をかけてみたい、こういうふう
に存じておるところでございます。

○対馬孝且君 大臣の今の力強い平成四年度に向
けて限度額を見直すという基本姿勢は、大臣の心
構えについては私も理解をいたします。ひとつ大
蔵省は、今のやりとり御案内のとおりでございま
すけれども、その姿勢で大臣ぜひ、我々も積極的
に応援団になりますから、実現の方向で平成四年
度に向けて取り組んでもらいたい、このことを強
く申し上げます。

それでは、時間もありませんから、次の内容に。
今そこまで行く過程の中で、こういう問題ができ
ないかというのを私具体的に出したんですけど、
平均貯蓄額が今百万というけれども、貯蓄を
始めたばかりの者もすべて平均すると低いとい
うことは当たり前であります。例えば五百万円、
五百万円が五百万円に飯になった。そうしたら
それに対しては全部が課税になっちゃうんでしょ
う。五十万が課税になっちゃう。私は当面部分
的な改革でもいいと思うんですよ。今のところ当
面のできる可能性としては、この十万については、
全部原資に課税するんではなくて十万の部分だけ
に課税をする、これも一つの改善策じゃないです
か。こういうことを私は言いたいんですよ。こうい
う具体的なことを一つ一つ改善していくこともこ
れまた勤労者のニーズにこたえることになるので
はないかと思っております。この点ひとつ大蔵省に
ちよっとお伺いしたいと思っておりますが、いかがです
か。

○説明員(神原重吉) ただいまの先生の御提案は、
いわゆる現在の財形非課税制度における非課税限
度額の仕組みについてこの限度額をいわず基礎控
除的なものに改めたいというふうなものであろう
かと思っておりますが、しかしながらこの非課税貯蓄制
度は、いわゆるお年寄りの方、老人等のマル優
制度と同様に本来少額の貯蓄を行っている方々を
優遇するという観点からのものでございまして、
高額な貯蓄を有する方々までの一定額の元本部分
の利子についてまで非課税とするというふうな趣

旨ではないというふうに考えております。

○対馬孝且君 労働省はこの点について、どうい
うお考えをお持ちですか。

○政府委員(清水雄雄君) 今御指摘のように、ま
た御答弁がございましたように、税制度の基本的
な考え方に照らしますと、利子等の非課税貯蓄制
度、元本が限度以内であるということが非課税の
取り扱いをする当然の前提ということになってお
るわけでございます。したがって、限度額
を超える貯蓄につきましてはこの要件に該当しな
くなる、そういう意味合いにおきまして非課税貯
蓄でなくなってしまう、元本を含めまして課税
をされる、こういうことになっておるところでござ
います。

今般の税制改正の中におきましても、年金貯蓄
につきましましては、これはオーバーいたしますと
根っこから解約してしまわなきゃならなくなる、
こういうことになっておったわけでございますが
が、今般一つの緩和措置としてそのままだが課
税貯蓄として存続する、こういう取り扱いが認め
られたわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、勤労者の財産形成
の促進という観点から見た場合に、御指摘のよう
な方法も一つの考え方として私どもとしても傾聴
させていただきなかならない事柄ではなからう
かと思っております。いずれにいたしまし
ても、利子課税のあり方そのものについて本格的
な御議論が本年行われることになっておるわけで
ございまして、御指摘のような御意見、その他関
係方面の御意見も参考にしながら、こうした財形
年金貯蓄、財形住宅貯蓄の非課税限度額のあり方
につきまして、私どもといたしましては検討を続
けてまいりたい、このように考えます。

○対馬孝且君 時間がちよつとあれですから、端
的に言って今私が言っているのは五百万円を超え
た部分、ここについて大蔵省の答弁ありましたけ
れども、別口座という形で別口の口座にするとい
うやり方は、法律改正あるいは制度改正しなきゃ
できないという認識なのかどうか。これは制度改

正しなくても別建ての口座ということにすれば、
運用の問題としてできるんじゃないか、これはい
かなものですか。これは制度あるいは法律にか
かわる問題かどうかという点で、このぐらひは運
用で可能であるという私は考え方を持っているん
ですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生の御提案と申
しますかお考えでございませぬが、税の取り扱いに
つきましては税当局の方でいろいろと実務的、技
術的な面もございませぬ。そういうことで、今お考
えがございましたようなものを直ちに運用で実施
できるといふことにつきましては大変難しい問題
がある、このように私どもも理解しておるところ
でございます。財形法と税法関係で現在のところ
年金貯蓄と住宅貯蓄が非課税という形で取り扱わ
れておるところでございまして、やはりこのあた
りは法律制度にもかかわってくる基本的なまた考
え方でもございませぬ。今大蔵省の方からお話が
ございませぬような、現在までのところは少なく
ともそういう考え方に立って処理されておるわけ
でございますので、このあたりいろいろと本質的
な問題も含んでいるかと存じます。そういう意味
で、局長が御答弁いたしましたようなことという
いろとこれは検討をしなければならぬ大きな問
題だろう、こんな感じをしておるわけございま
す。

○対馬孝且君 こればかりやっているとわけにい
きませんので、先ほど大臣にお答えいただきました
ように、今私が提起した問題、これは制度上、法の
体系からいって難しい、検討を要するというお答
えですから、これらも含めて今後の非課税限度額
の引き上げに対する先ほど大臣の心構え、基本姿
勢に立つてひとつ取り組んでもらいたい、積極的
に平成四年度に向けて実現をしてみたい、こ
のことを申し上げます。

時間がありませんから、それじゃ一点だけ最後
に大臣にお伺いしたいと思います。勤労者の財産
形成政策基本方針についてお伺いしたいと思います。
す。財形制度の将来展望を示し、またこの制度を

さらに魅力あるものにするためには、法第四条、ここで規定されておりますね、勤労者財産形成政策基本方針を策定し公表することを必要とする、こういう法の精神が明らかにされております。この点について大臣の考え方を伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(清水博雄君) 経緯がございまして、私から、勤労者財産形成に関する基本となるべき方針につきまして、御指摘のように、これを策定し公表していく、こういう必要性があるわけでございまして、昭和四十八年の勤労者財産形成審議会におきまして勤労者財産形成政策の理念が建議で示されましたわけでございまして、これに基づきまして勤労者財産形成審議会あるいは同基本問題懇談会におきましてその方針についての検討が続けられてきたところでございます。ただ、その建議の直後から、オイルショックでございまして、あるいは我が国の経済の構造調整の必要性あるいは高齢化社会の進展、いろんな制度をめぐる変化が次々と起こってまいりまして、そうしたものに対応するため、五十年、五十三年、五十七年、六十二年、六十三年、こうした各年次にわたりまして逐次当面のそういう課題に対応するための制度改善を行ってまいりましたし、また今般もたまたま御審議をちょうだいいたしておりますような改正法案、緊急の対応を必要とする事項についての法的措置を講じようとする、こういうことでお願いをいたしておるわけでございます。そうした当面対応していかなきゃならない事情に対応した関係がございまして、そうした基本的な指針的な事項についての審議会の御審議というものがずっと継続したままになっているというのが率直に申し上げて現状でございます。

わけでございます。基本的なあり方についてさらに審議を深めていただく中で今の指針についても検討をお願いしていく、こういうことで対処いたしてまいる所存でございます。

○対馬孝且君 ちよつと大臣、答弁の前にいま一つ最後に申し上げます。

れども、裏返して言えば、どうもニーズの多様化、高度化というのがいま一つわかりにくいところがあるんです。つまり、確かに少しずつはよくなつてきておりますけれども、多様化、高度化というのは、新しい問題が発生して、それに対してどうもゆとりがないと思ひますか、余力がない、こういうことにもなるかと思ひます。ですから、住宅問題にしろ教育問題にしろ、あるいは老後の生活問題にしても、どうも今勤労者はそういったものもろの社会的な不安の中に置かれていて、ということが言えるかと思ひます。

あわせて、勤労者のゆとりある豊かな生活を実現するために、財形制度を本当に魅力あるものに一層の充実をして時代の変化に対応した制度に改革していくべきである、こう思ひます。先ほど申しました平成四年度に向けての非課税限度額、中小企業に対する普及促進策、持ち家融資制度の一層の充実、特に先ほど強調しましたが、土地対策の強化等取り組むべき課題が山積をいたしております。とりわけ勤労者の年金、老後の生活、持ち家はもちろんのこと、勤労者の総合的な福祉の増進という観点から、さらなる財形制度の改善にぜひ取り組んでもらいたい。また、取り組むべきであるということをお願い申し上げます。大臣の答えを聞いて、私の質問は終わります。

○国務大臣(小里貞利君) まず前段の方、先ほど先生の第四條に基づく勤労者財産形成政策基本方針、これをひとつ基本的なところを整理して、大方針と申し上げます。一つの骨格として時代にふさわしいものを出すべきではないかと、そういう趣旨のお話だと思ひます。具体的な、たまたま局長も御答弁申し上げましたように、具体的に個別の政策はそれぞれ積み上げてまいっておるわけでございますけれども、総じて申し上げまして、今日の五千万前後に及ぶ勤労者の福祉問題、そしてまた労働条件等を改善していく幾つかの大きな要件を抱えております今日の大きな局面から申し上げまして、私もこれを政治的な一つのセンスで申し上げます。勤労者優先の時代から勤労者優先と申し上げますが、労働力尊重の時代、そういう時代に移行しつつある極めて大きな節目でございます。私どもはそういう背景を注目しながら、これがさらなる積極的な意味を持つ実効を期するためにも検討を進めていかなければ

勢あるいは勤労者の労働、生活環境の変化について基本的な御認識をまず大臣からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 端的に申し上げます。先生の御指摘は二十年前と今日の一般的な経済情勢あるいは勤労者を取り囲む生活環境の情勢あるいは労働条件等、相当大きな変化があるのではないか、変化があるとするならば今日の状況をどういふふうに認識しておるか、そういうお尋ねであらうかと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 端的に申し上げます。先生の御指摘は二十年前と今日の一般的な経済情勢あるいは勤労者を取り囲む生活環境の情勢あるいは労働条件等、相当大きな変化があるのではないか、変化があるとするならば今日の状況をどういふふうに認識しておるか、そういうお尋ねであらうかと思ひます。

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

今般、制度改正にもなっておりますし、法改正にもなっているところを見ましても、持ち家取得が困難である住宅問題の点から共同住宅ということも出てきておりますし、進学時における融資も、在学中の教育費用に関連しまして教育融資、さらには年金の支給のあり方も、介護を必要とするような事態になった場合にはそれ相応の支給の仕方をしようということ、言うなれば勤労者にとつて住宅の問題、教育の問題、さらには老後の生活の問題ということで、的確な制度改正にもなっているというふうに思ひます。

そういう点では確かに勤労者のニーズの多様化、高度化、こういうことになってきていますわけですが、しかし、よくニーズの多様化、高度化ということをおっしゃいますし、私も以前福祉の勉強をする中でもそういったことを聞いてきたわけですが、

は既に世界のトップクラスに水準は達しているのにもかかわらず、勤労者の生活というのは、労働時間あるいは居住環境など多くの面で必ずしも十分な水準にあるとは言いがたい、必ずしも豊かさ、ゆとりを実感できるものとはなっていない、残念ながらそう言わざるを得ないと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 端的に申し上げます。先生の御指摘は二十年前と今日の一般的な経済情勢あるいは勤労者を取り囲む生活環境の情勢あるいは労働条件等、相当大きな変化があるのではないか、変化があるとするならば今日の状況をどういふふうに認識しておるか、そういうお尋ねであらうかと思ひます。

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

また、勤労者の財産形成制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することとはもちろんでございますが、その生活の安定を図ることを目的としておりまして、制度を取り巻く環境の変化を踏まえて、先生も御承知のとおり、既に今までも六回法改正も行ひまして、できるだけ内容の充実を図つてございまして、特に最近におきましては、大都市圏におきまます勤労者の持ち家取得の

困難化、あるいはまた高齢化社会の進展あるいは老後生活に対する不安の増大、あるいは教育資金の高額化等、社会経済情勢の変化が生じております。したがって、その辺りの一つの断層を改善するためにこうした情勢の変化に対応して制度の改善を図るべきである、こういう観点から今次の法改正をお願いを申し上げておる次第でございます。

○堀利和君　そこで、今回幾つか改正があるわけですが、そのうちの幾つか取り上げたいと思います。

まず、私としては大きな問題として感じるのは共同社宅用住宅融資制度、この法改正でございます。

言うまでもなく、この財形法は貯蓄と持ち家取得を目的にした法律であるわけですが、そこから考えますと、この共同社宅用住宅融資制度というのは、本来の法の理念あるいは目的から一歩踏み出したものであろうかと思っております。同時に、これまでは勤労者本人に対して融資がなされていたわけですが、この共同社宅用住宅の融資制度は直接勤労者本人に対しての融資ではないわけでございます。そういうことで、社宅ということ、直接の融資ではないということ、そんなところからこの法律の理念、目的に照らしてどのようにお考えか、もう一度大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君)　先生のたゞいまの御指摘と申し上げますが、お尋ねは、ある意味ではごもっともなことだ、実はそういう感じを持ちながら質問をお受けいたしておるところでございます。

先ほども若干申し上げましたように、今回の改正で共同社宅用住宅融資を新設することいたしましたのは、一つは最近の大都市圏における持ち家取得の困難化に緊急に対処するためでございます。そしてまた、持ち家取得に向けまして財形貯蓄を行っている勤労者に対しては良質かつ低廉な賃貸住宅を事業主の三分の一の援助をいた

きながら、勤労者がその住宅に入居している間の計画的、継続的な財産形成を促進するものでありまして、言いかえますと、勤労者の持ち家取得につなげていくものである、いわゆる勤労者の持ち家取得が成立するまでの一つの過程である、その手段としてこういう低廉で良質な住宅を提供して、そして便宜を図っている、こういう一つの趣旨が大きなものでございました。

したがって、財形法の目的でございます「勤労者の計画的な財産形成を促進する」というその趣旨にもかなうし、融資として十分位置づけられるものと私どもは認識をいたしておるところでございます。

○堀利和君　これは質問通告してなかったのですが、範囲でお答え願いたいんですが、この共同社宅用住宅融資制度の中身を少し見てみますと、財形取り扱いの金融機関から融資をして最終的に勤労者が低廉な賃貸住宅に住むわけですが、これもそもそ住宅難、土地高騰を招いたというのは、私は国の責任が大きいというふうに考えております。そういうことからいまして持ち家取得が困難である、住宅難であるということから共同社宅の問題が考えられているんですが、勤労者が貯蓄をした原資、つまり勤労者のお金を融資して勤労者が住む社宅をつくるということ、私は何かこっけいに思えるんですね。つまり従来ですと、社宅というのは会社、企業が従業員、勤労者に対して福利厚生施設の視点、観点から社宅を用意するというのが通常だと思っております。

日本の財形法はドイツといいますが、西ドイツの法律を参考につくられたというふうに聞いております。フランスなりオランダにも同様の法律があるわけですが、勤労者が貯蓄した原資、お金で勤労者の社宅がつけられるという、こういうケースというのは他の国といいますが、そういう国々にあるんでしょうか。私は存じませんが、でも、もし今把握している資料なり認識で構いませんけれども、その辺、教えていただきたいんですが。

○政府委員(廣見和夫君)　私どもが今構想しておりますような形での融資制度は、私どももいたしましても諸外国にその例があるということは承知しております。

○堀利和君　私はこの共同社宅用住宅の融資を反対してはおりませんが、そもそも社宅というのは企業、事業主が勤労者の福利厚生のために行うべき施策だと思っております。勤労者の汗水流してためたお金からまた勤労者の社宅をつくるというのは、どうもそこに私は一つ疑問を挟まざるを得ないわけでございます。

そもそも住宅難、土地高騰を招いた原因がどこにあるかということから言えば、勤労者はそもそも被害者だと言ってもいいと思っております。そういうことでありながら、勤労者のお金で勤労者が社宅を用意しなきゃならぬ。もちろん事業主が若干の援助もします。しかし、そこにやはりどうしても問題を感じるところ、これは御指摘させていただきたいと思っております。

次に、大臣の答弁にもございましたけれども、この社宅用の融資制度は持ち家取得に向かつての一つの方法である、過程であるということでございますが、ここがまた一つの大きな問題だろうと思っております。といいますのは、きちんとこを押さえておかないと、確認させていただかないとならないと思っております。

それは、同じことを言っているようにですけども、明確に持ち家取得のために、目的のためにパスとして、方法手段として共同社宅用住宅融資制度をつくるということで、低廉なかつ良質な賃貸住宅、社宅として勤労者に提供することによって目的を達成するんだという、この「よって」ということと、目的の「ために」ということとは、同じようであってこれは違うと思っております。後ほど触れたいと思うんですが、低廉かつ良質な賃貸住宅を借りて住んでいて、本家に持ち家取得につながるかどうか、もしかしたら安い賃貸住宅で満足してしまうかもしれない。こゝろ辺のところというのは非常に重要だと思いますので、

もう一度ここについての明確な答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(清水博雄君)　具体的にこの融資を考えたのは、大都市圏域におきます住宅の取得難、在職中に自分の持ち家取得するのが非常に難しくなっている、したがって、この共同社宅用住宅によりまして勤労者に低廉で良質な社宅を提供する道を開き、またこれを借り受ける事業主というのは財形制度を導入している事業主、それからまた入居する勤労者もやっぱり財形貯蓄を行っていた、こういう要件を付しておりまして、そしてこの入居期間中に計画的に財形貯蓄を行ってきた、

そしてまた、今度の直接の法改正の中ではございせんけれども、退職後の居住型の住宅の融資制度、これを新設いたしております。従来でございまして住宅を建てますと直ちに入居しなきゃならない、こういう縛りがかつておあったわけでございます。あらかじめ手当てを退職後に備えておいておくことが、やはり転売でございましてかいろいろなことを、逆選択を防止するということ、うな観点から実現ができていなかったんでございまして、今般そうした道を開きました。直接にそことつなぐというふうな形をとっておりませんけれども、考え方の上に入りましたは、在職中にこうした共同社宅用住宅に入居していただき、そしてそうした退職後の居住型の住宅融資につないでいく、こういう政策の流れというふうなものも念頭に置きましてこういう仕組みを導入させていただくということにいたしておるわけでござい

具体的運用の仕組みの面におきましては、先ほど申しましたような財形貯蓄を行っている勤労者、あるいは財形貯蓄制度を導入している事業主、これを要件として持つことによりまして今のよう、御指摘のような形につなげていく、こういうふうなことといたしております。こゝろでございます。

○堀利和君　それは当然だと思っております。財形貯蓄制度を導入していない、あるいは貯蓄してい

ない勤労者にこの共同住宅、住宅を提供する必要はないわけですから、それはもう当たり前のことだと思ふんです。

そこで、計画的、継続的に持ち家取得に向かつての財形貯蓄ということを言われましてだけれども、これは具体的にどういふふうな対策を組んでいるんでしょうか。つまり、この低廉かつ良質な賃貸住宅に入る以前と入居後と、貯蓄の額にしろ、貯蓄に対する意欲が何ら変わっていないければ何にもならないわけでございますから、入居する以前と入居後においてどんなふうな具体的な対策が、つまりそれは事業主、財形計画含めて、あるいは勤労者自身の側の問題含めて、どういふような具体策が、具体的な手段でがあるのか、お聞きしたいと思ふます。

○政府委員(廣見和夫君) 今お尋ねの点でございますが、一つは法律におきまして、持ち家取得を促進することをねらいとして事業主が勤労者の財産形成を援助するための計画をつくるということを義務づける、このようにいたしております。

具体的には、事業主が勤労者の貯蓄に関する事項であるとか、あるいは持ち家取得をどのように援助していったらいいかというふうなことで、あるいはまた具体的に勤労者が持ち家を持つことができるようにいろいろ住宅に関する情報提供をしていく、そういったようなこと等に関する計画をつくる、これを事業主に一つは義務づけております。さらにはまたそういうことを前提といたしまして、今後はこの共同住宅を借り受ける勤労者につきまして、ねらいは最終的にはその方々の持ち家取得を促進するというところでございまして、そういった勤労者の方に今度は持ち家取得についての計画をつくっていただく、こういうことも義務づけたらいい、このように考えております。

勤労者の方が持ち家取得するまでの期間あるいはどのよう取得を見込んでいくか、どういふ目標を持っていくか、こういうことを具体的に決めていただく、こういうことも具体的に指導しながら共同住宅用住宅融資制度を進める、こんなよ

うなことで、最終的には財形貯蓄をやっております勤労者の持ち家取得が促進されていくように運用してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○堀利和君 この度もう一度確かめておきたいのは、共同住宅用住宅融資制度、私はこれは反対しておりますけれども、先ほども申し上げましたように、一つの疑問といえますか問題点として感じるところは、勤労者の貯蓄、原資で勤労者の住宅をつくるということについてでございまして、これはこれで結構でございます。

もう一つは、せっかく融資制度が確立するということですから、住宅奨励策に流れないようにというところなんです。ただいまの計画、いろいろお話しございましたけれども、こういうことをしっかりやっていただいて、勤労者が安くていい住宅に在職中ずっと入っていて、それに満足してしまつて、結果的にはただ安い、いい住宅を提供しただけで終わってしまったとすれば、そもそもこの財形法の法律の理念、目的から反するわけですから、ここがかなめだ、重要だと私は思ふんですね。

そういう点で、先ほどの退職後の居住型住宅融資制度の問題とある程度リンクしたところで今回新制度として発足するだろうと思ふんですけれども、この辺も含めてもう一度、住宅奨励策にはならないようにするという決意のところをお伺いしたいと思ふんです。

○国務大臣(小里貞利君) 先ほど局長、部長答弁申し上げましたように、またただいま先生、最後のところで締めくくりにして御指摘いただきましたように、一般的な住宅政策としてこれが定着をすることは私どもは決して好むことでもございませぬし、もちろんのこと財形制度の基本精神からいいますとも好ましいことではございませぬ。御指摘の点は十分踏まえながら、本来の制度の精神の発揚に、具体的な展開に努めてまいらなければならぬ、かように考えております。

○堀利和君 日経連と組合の連合の方でこういっ

た方向性を考えているようでございます。勤労者と経営者側が協力してこういった住宅を用意しようという構想も聞いております。財団法人として勤労者共同賃貸住宅事業協会というの進められているようにも聞いております。こういうことも恐らく関係しているんだろうというふうに思ふわけでございます。

そこで、住宅といふと、なかなか問題として私生活と会社生活がうまくいかなくなる場所にいるということも聞きますので、住宅ということについてお伺いしたいんですが、労働省としては住宅を勤労者福祉対策の観点からどういふふうに見ておられるのか、そこをまずお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(清水傳雄君) 勤労者のニーズからいたしまして、住宅対策の基本はやっぱり持ち家取得ということに視点を置いていかなきゃならぬことだろうと思ふわけでございます。ただ、大都市圏におきまして御承知のような状況を考えますと、緊急の対策として良質かつ低廉な共同住宅を供給することも必要であるわけでございまして、そういった意味合いにおきます住宅というものの意味合いというものは、勤労者の福祉対策として一つの重要な位置を持つものであると、このように考えております。

○堀利和君 そこで、ILO百十五号勧告というのがございます。これは住宅の問題についての勧告なんです。これについてごく簡単にどのようなものか御説明していただきたいということと、共同住宅用住宅がどんなふうなところとで位置づけられて関連して考えていらっしゃるか、そのこともあわせてお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(廣見和夫君) 今先生御指摘のございましてILOの勧告は、労働者住宅に関するILO勧告百十五号ということでございます。昭和三十六年のILO総会において採択されたものでございまして、このILO勧告のポイントでございますが、これは「使用者がその労働者に直接住宅を提供することは、」やむを得ない事情のある場

合を除き、一般的に望ましくないことを認識すべきである。」というところにございまして。

今回、私も法律で提案いたしております共同住宅用住宅の融資制度でございますが、これは単独の共有住宅に見られがちな職場の関係が家庭生活に持ち込まれる問題、こういったようなことをできるだけ少なくしていくというために、一つの企業で余り多くの戸数を占めることのないような共同の借り上げ住宅と、こういう方法を用いる、こういうことにしたところでございまして、こういったような点、今申し上げましたこのILO勧告にも十分注意を払っているところでござい

ます。また、現実には大都市圏におきます土地あるいは住宅の価格の高騰ということがございまして、そういうことに伴います勤労者の住宅状況、あるいはまたそういったものを背景といたしまして労働者が住宅に対してある程度共通した認識を持つ、あるいはまた位置づけを与えているということとを全般考慮いたしますと、こういったような大都市圏における状況に緊急に対応しようとするこの措置は、このILO勧告でも言っております「やむを得ない事情のある場合」と、こういうところに該当するのではないかと。したがって、本勧告もそういう状況につきましては許容しているケースに当たるのではないかと、このように考えているところでござい

ます。○堀利和君 ILOではやむを得ない場合ということでこの問題がクリアされるわけでしょうけれども、やむを得ない場合であっても弊害は弊害として残るわけですね。やむを得ない場合だから弊害がなくなるかという、そうじゃないわけですね。そこで、もう少しお聞きしたいと思ふんですが、ここで財形取り扱金融機関が融資するところから勤労者が住宅に入って家賃を払う、この融資の過程についてちょっとお聞きしたいんですが。○政府委員(廣見和夫君) 今構想しております共同住宅用住宅融資の流れをごく簡単に御説明申し

上げたいと存じます。

この共同社宅用融資は、雇用促進事業団がまず融資をするということになっております。そのために雇用促進事業団はこの共同社宅用住宅融資の原資を財形貯蓄を取り扱っている金融機関から調達してくるということになるわけでございます。その調達してきた資金を原資といたしまして、調達金利と同一の利率でもってこの共同社宅を建設する建設主体に融資するということとなります。この融資を受けて建設する建設主体、これがさらに多くの事業主を相手に、複数の事業主による建設した共同社宅を貸与していくことになるわけでございます。この貸与を受ける事業主につきましては、先ほど来申し上げておりますような家賃の軽減措置あるいは従業員の財形を援助するための計画をつくる、こういったようなことを義務づけていくということにいたしております。

こういう形で借り受けました事業主が、今度は最終的にこれを社宅として雇用する従業員に貸す、こういうこととなります。その際、これまで重複になりますが、借り受けた勤労者の方が一定の援助も受けているということと、さらにはまた持ち家に至るまでのみずからの計画もつくる、こういうことになっておるわけでございまして、雇用促進事業団の融資から始まりまして勤労者に至るまで、今申し上げましたような流れで進むということを構想しておるわけでございます。

○堀利和君 よくわかりました。

それで、この融資による共同社宅のあり方なんです。建設主体というのは恐らく日本勤労者住宅協会と事業主団体あるいは公益法人ということになるかと思うんですが、これは建設して貸与するということではなくて、でなくていいですか、そのみでなくて、新築の民間マンションに貸与をしたらどうか。つまり一括して百戸、二百戸の棟を建てて、会社が多少違うかもしれないけれども、共同だとしても、やはりそこに一括して建設して、社宅というのではなくて民間のマン

ションならマンションの三分の一とか半分を購入して、それで最終的に勤労者に貸すということになれば、社宅としての弊害も多少和らぐのではなからうか。どうしても社宅が嫌だという方にはそういった対策を講じることも必要じゃないか。こういうことが果たして可能かどうか、御検討いただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(廣見和夫君) 今先生お話がございましたように、今度の共同社宅用住宅融資の貸付対象者、すなわち建設主体につきましては、日本勤労者住宅協会、それから事業主団体と福利厚生会社、こういったようなところを考慮しているわけでございまして、いざにいたしても、ある程度まとめた多くの事業主の借り上げを想定いたしております。そういうようなことから、これまで先生お話もございましたように、いわゆるマンション形式の共同建てのものが適当ではないか、こう考えておるところでございます。

お尋ねの戸一戸それじゃ借り上げて、これをまた貸していく、こういうことはできないのだから、共同社宅の維持管理も行わなければならないというところになってまいりますので、民間の分譲マンションの一部を購入するというようなことを例にとりますと、そのマンションの管理組合等との調整も必要となつてまいります。いろいろそういう問題も出てまいりますので、そういう面を技術的に勘案いたしますと、部分購入は適当ではないのではありませんか、このように私どもは考えておるところでございます。

○堀利和君 この共同社宅の対象を中小企業を重点にというふうな聞いておられますけれども、これはもちろんばらばらの数社が共同でこういう形態をとることもだと思ふんですが、聞くところによると親会社、子会社、孫会社という縦系列の会社の場合にもこの共同社宅制度、これを対象とするんだというふうな聞いていますけれども、そうすると一つの会社における課長、係長とかのこういった関係が家庭生活に持ち込まれる弊害ということ

からいえば、親会社、子会社、孫会社となれば、ますます会社そのものの縦系列によってそういった弊害があるのではなからうかというふうには私は心配するんですが、この辺はどうなんですか。そして、中小企業に限るといって、いざ大きな企業は自力でやれますから、中小に絞るということもあわせてどうお考えか、お聞きしたいんですが。

○政府委員(廣見和夫君) この共同社宅用住宅融資の制度の構想は、一つは現実に社宅をつくることとが難しい中小企業を念頭に置いているわけでございまして、中小企業を重点に運用してまいりたい、このように考えておるところでございます。そういうふうな考えてまいりますと、今先生御指摘のような縦の系列会社、大企業から始まって一定の系列下にあるような企業、こういったようなものも、それにつきまして排除するということは必ずしも適当ではないんじゃないか。現実、こういったような共同社宅をつくります土地の問題等もございまして、いろいろなことを総合的に考えますと、そういったような形になりました。中小企業という要件を満たすところにつきましては、これは重点的に考えていくことが妥当なところではないか、このように考えているところでございます。

○堀利和君 その点、しっかりお願いしたいと思ふ。地域も大都市圏ということで、恐らく東京、名古屋、大阪ということなんだろうと思ふんですが、土地高騰は何も今言いました三つの大都市圏のみならず、地方にも広がっておりますし、そういう点からは少なくとも政令都市をも対象地域として入れたらどうかと思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(清水傳雄君) 近年の地価の高騰、御指摘のように三大都市圏以外の政令指定都市にも波及をいたしておるところでございますが、ただ、最も地価の高騰等によって住宅取得が難しいのは三大都市圏である、こういうふうに考えられるわけ

でございます。そういったことを踏まえまして、今般の融資制度につきましては三大都市圏を対象にまず制度をスタートさせていたいただきたい、このように考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○堀利和君 まだ細かいところもお聞きしたいんですが、時間がありませんので、次に移らせていただきます。

この共同社宅の問題とも関連するんですが、企業別で見ますと、どうも大きい企業は財形制度を導入しているようだけれども、なかなか中小零細企業、つまり企業の規模別でどんなふうな状況になっているのか。さらには、昭和六十二年ですか、中小企業団体普及促進事業というのが始まったようだけれども、この辺の実施状況も含めて、どんなふうな実施状況でしようか。

○政府委員(廣見和夫君) 財形貯蓄制度の普及状況につきましては企業の規模間の格差があるのではありませんかというお尋ねだろうと存じます。この貯蓄制度につきましては規模別の状況を見てみますと、確かに規模間の格差がございまして、中小企業に対しまして財形制度の普及促進というのが大変重要な課題であろうというふうに思っているところでございます。

四割弱になるということで、規模間に格差があるところでございます。

こういうようなことで、中小企業に対して普及促進を図っていくことが大変重要な課題であるという認識から、私もといたしましては、具体的に中小企業集団財形制度普及促進事業というものを実施しております。こういうところを通してそれぞれの中小企業に対して普及促進活動を進めるという方法をとっております。

この事業によりまして、具体的にどの程度の企業が財形を実施するに至ったかというのはなかなか把握することが困難なわけでございますが、ただこの事業を実施いたしましたのが六十二年度からでございます。そういう意味で六十一年度末とごく最近の直近の状況を比較してみますと、財形の貯蓄につきましては大分ふえておりまして、契約者数は約三万九千人ぐらいいふえ、貯蓄総額で一兆九千八百億程度ふえておるといふことにもなっております。

また、融資につきましても、六十一年末の融資の累計額が約三千七百億だったわけでございますが、直近の状況では一兆一千六百億ということで約三倍ぐらいいふえておるといふことで、最近財形制度はかなり普及してきている、このように見てとれるのではなからうかと考えておるところでございます。

○堀利和君 若干いい兆しが見えてきたという答弁ですけれども、先ほどの共同社宅用住宅の問題と絡んで言えば、これが中小企業を重点にやるんだということであれば、当然中小零細企業の財形制度導入、加盟していることが多くならないと本当の意味で共同社宅も進まないわけですね。そういう点から中小企業に対して、この財形制度導入に關しなかな難しいうが、義務づけぐらいの強い対策というのが必要ではなからうか。この共同社宅の問題もそうすけれども、その他給付金、基金制度を見ても幾つか税制上のメリットが労働者にもありますし、事業主の側にもあるわけですから、そういう点を踏まえて義務づけぐら

いはどうなんでしょうか。

○政府委員(清水博雄君) せっかくの御提案であるわけでございますけれども、財形制度、勤労者の計画的な財産形成努力に対して事業主が援助を行う、そしてまたそれに対して国が援助を行うという三者三位一体で行っているわけでございまして、一般的に労働条件につきまして賃金なり労働時間なり、こうした最低労働条件とは異なりまして、企業内の福祉制度という位置づけのものであろうかというふうに思います。したがって、これに一律に導入義務を課すということとは必ずしもなじまないのではないかと、このように考えられるところでございまして、普及促進につきまして事業主の自発的な導入を促進する、こういうことに最大の努力を傾注していくということが基本であると、このように考えておるところでございます。

○堀利和君 勤労者に貯蓄しなさいという、これはいわばおせっかいな話なんですけれども、中小の事業主に対しては、勤労者の福利厚生という観点から義務づけぐらいの強さというの必要ではないかなと私は思うわけでございます。そのために、中小零細企業というのは、勤労者にしてみれば賃金も安いし、事業主にしても余力もないというところで難しいわけですから、この辺のところで国の積極的な援助といえますか支援というのが必要だろうと思ふんです。それによつて初めて中小零細企業の財形制度導入というのが進むと思ふんです。その点は十分お考えいただきたいというふうに思います。

〔委員長退席、理事対馬孝且君着席〕

では次に、一般財形の問題について伺いしますけれども、今般の改正では、一般財形貯蓄では、昭和六十二年のマル優廃止に伴って二〇%の利子源泉分離課税がとられてしまつて、貯蓄としての魅力が果たしてどうなんでしょうかと思ふわけですね。先ほど対馬先生の御質問にもありましたけれども、非課税でないとどうも魅力がないという点から、一般財形貯蓄についてどうお考えでしょう

か。

○政府委員(廣見和夫君) 今先生のお話しございましたように経緯がございまして、いわゆるマル優制度が全般的に適用されてきたときから一定の制度改正が行われまして、年金貯蓄と住宅貯蓄に限って非課税の取り扱いをする、こういうことになったわけでございます。

これはいろいろの観点があったわけでございしますが、当時、内需主導型の経済成長に重点を移していく、あるいはまた課税ベースを拡大し所得種類間の税負担の公平を図る、こういうふうなことから六十三年度四月に一般のいわゆるマル優制度が廃止されたということで、一律二〇%の源泉分離課税ということになったわけでございます。

この中で、今申し上げましたように、年金と住宅という特定の目的を有する貯蓄に限って、その目的に資するために、そういったようなことに向かつての勤労者の自助努力を援助するというところで、優遇措置いわゆる非課税措置が認められているわけでございますが、そういうこと全般を考えると、特に目的を限定しておりません一般財形貯蓄、これにつきましては税制上の優遇措置が廃止されたということはやむを得ないものがあつたのではなからうかと、このように考えているところでございます。

○堀利和君 そうしますと、一般財形貯蓄におけるメリットというのは、融資が受けられるという話もあると思ふんですけれども、どういふところにメリットがございしますでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 一般財形貯蓄は、今も申し上げましたように、特に目的を限定していない貯蓄でございまして、事業主が賃金を控除するということによりまして半ば自動的に一定のものが積み立てられていく、こういう形になっております。これを多様な資金ニーズにそれぞれ充当していくことができる、いわば機動的な預金としてメリットがあるのではなからうかと、このように考えておりますし、それともう一つ、今これは先生からお話があったわけでございますが、還元

融資としての財形持ち家融資等の貸し付けを受けることができるということになるわけでございまして、貯蓄残高等に充てましてかなり多くの融資、大型融資を受けることができる、こういうメリットがあるわけでございます。

さらにまた、財形給付金、基金制度というものもございまして、こういったようなものを導入しております事業主の場合をとりますと、事業主からこういったような制度のもとにおきます給付金を受ける、こういうメリットを受けることも可能になってくるという点もあるわけでございます。

○堀利和君 財形住宅融資を受けることや給付金制度の恩恵にあずかることができるという大きなメリットはメリットとしてあるとは思ふんですが、けれども、一般財形貯蓄として、貯蓄という視点から魅力のあるものでなければ本来の一般財形貯蓄にはならないわけですから、先ほど来から問題になっておりましたけれども、この税制問題、十分御検討願いたいと思ふんです。

そこで、一般財形貯蓄に關しましてこれまで五十五歳未満という年齢制限があるわけですが、これも、この年齢制限を削除するという改善がござれておりますが、この目的といふんです、ねらいは何でございましょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 一般財形貯蓄につきましては、現在五十五歳未満の勤労者でなければこの貯蓄を開始することができないというふうになつておるわけでございますが、これは実を申し上げますと昭和五十七年の財形法の改正によりまして財形の年金貯蓄が創設されたとき、あわせてこの要件が設けられたところでございまして、その後御案内のような定年年齢が非常に急速に高まってきたというふうな状況であるとか、あるいは六十歳以上の高齢の就業というものも多様化してきている、こういう状況にもございまして、

そういう中で、一般財形貯蓄につきまして、五十五歳未満でないと開始できないということではなく、もっと高齢の方も今お話が出ておりましたようなこういう弾力的、機動的な一般財形貯蓄を

利用できるようにさせていくべきであらう。こういう観点から、今般この五十五歳未満の要件を撤廃することにしたところでございます。また、例え持家融資も受け得る形になってくる、こういうメリットにつながっていくのではなからうかと、このように考えておるところでございます。

〔理事対馬孝且君退席、委員長着席〕

○堀利和君 私は、もちろん年齢制限五十五歳未満という、これを削除するということは賛成でございます。制限があるよりはな一方がもちろん結構であるわけですね。

ただ、確かに定年が延び、継続雇用もこれからどんどん進むという中で五十五歳を外すんだというところも十分わかるんですが、一般財形貯蓄としての貯蓄に余力を感じないこの制度に、五十五歳を過ぎて五十六歳、五十七歳、もちろんやることは結構なことですが、いわば給与から天引きです。知らぬ間に貯蓄できるといって、これも確かに有効だと思えます。

しかし、そもそも貯蓄にそれほど魅力を感じない財形貯蓄ですから、じゃ何があるかといふと、答弁にもございましたように、例えば給付金の問題もあるでしょうけれども、住宅融資が受けられるということだと思ふんですね。五十五歳過ぎてから住宅を考えると、いかに考へてきたと思ふんですね。その時点から住宅融資が受けられるから有利だといふのであれば、当然財形住宅の方も五十五歳未満の年齢を削除すべきだと思ふんです。つまり一般財形貯蓄の五十五歳未満を削除することによって住宅融資が受けられる、これがメリットだといふのであれば、五十五歳未満の年齢制限も当然住宅融資として削除すべきだろうと私は思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(清水傳雄君) 年金貯蓄も同様でございます。いまいしうけれども、財形住宅貯蓄、これは目的の限定のない一般財形貯蓄とは異なるわけござ

います。目的が限定される貯蓄につきましては、その目的を達成していくために一定期間長期にわたって継続して貯蓄を実施していくことが必要になるわけでございます。

一般財形貯蓄五十五歳という年齢を今般制限を撤廃いたします。よりその幅を広げたわけでございます。問題は撤廃することにつきましても、例えば近年のこうした状況から見ますと、頭金に相当する額を蓄積していくためには、これは五十五歳未満程度からの継続的な財産形成努力が必要であるわけでございます。年金貯蓄にいたしましても、年金の支給開始年齢を六十歳というところを前提といたしております。五年以上の貯蓄が義務づけられておる。そういうことからこれも少くとも五十五歳未満から貯蓄をスタートさせていく必要がある。

それからまた、こうした非課税貯蓄につきましては、非課税貯蓄としての要件の管理の責任を事業主に課しておるわけでございます。例えば六十歳支給開始、据え置き五年タイプの年金貯蓄を例にいたしますと、五十五歳で積み立てを終了するということになる。こうしたような場合にまた開始年齢を五十五歳以上に緩和するということになりますと、他に転載をした場合にそうしたことの管理というふうなものが非常に技術的に困難でございます。まして、こういうような状況からいまして、現段階といたしましては現行のよう五十五歳と、こうした要件を課さざるを得ない、こういうふうな考へておると思ふところでございます。

○堀利和君 確かに財形年金の場合は、老後生活における年金ということを考へれば五十五歳という年齢制限を外して意味があるかどうかというところは疑問だと思ふんですね。しかし、先ほど一般貯蓄の場合に五十五歳を外して貯蓄において今度は住宅融資も受けられるという答弁もございました。それから、それなら財形住宅においても当然五十五歳を外したらどうかということですね。つまり一般貯蓄の方が非課税であればそれはいいと思

うんですけれども、一般貯蓄の方は課税なんです。住宅が非課税であれば、それなら住宅融資を目的に一般貯蓄をする方が五十五歳を超えてい

らっしゃるんであれば、非課税の方に貯蓄をしようというところが当然あるわけですから、そういう点で住宅貯蓄の方の年齢制限についても考へたいだきたいと思ひます。

時間が来ましたので、最後に大臣に御決意をお願いしたいんですが、勤労者の多くの方々の要望でもあり、社会党としても力を入れております。財形住宅年金五百万円に対する非課税を、先ほど来から問題になっておるんですが、一千万円程度にまで引き上げるといふことで御努力をお願いしたいと思ひますので、最後に御決意をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) お答え申し上げます。先ほど若干お触れ申し上げたところでございますが、この問題につきましては、先般来労働双方からも強い要望が出ております。さらにまた本委員会等強くその要望をお受けいたしておるところでございます。それらの皆様方の御意向を十分体しまして今後さらに本制度の促進強化のためにも努力をしていかなければならぬと、かように考へておるところでございまして、皆様方の御指摘をきちんと受けまして今後折衝いたしますことをお答え申し上げ次第でございます。

○堀利和君 よろしくお願いいたします。終わります。

○木庭健太郎君 この勤労者財形促進法は過去六回の改正を行つておまして、今回、高齢化の進展、住宅問題の深刻化というのを受けて第七次の改正となるわけでございます。ただ、先ほどからずっと聞いておりましたら、大臣御自身もこれでもう十分だとは考へてないようですね。また各関係機関や労使双方からもいろいろこの制度に対する要望もまだ出しております。その中で酌み取れなかつた部分も数多く今回あつたと思ひますけれども、大臣御自身今回の改正を見られていて、もうちょっとここは努力したかったなと、

ちよつとここは足りなかつたなと思はれる点があればぜひお話ししていただきたいのですが。

○国務大臣(小里貞利君) 今回の改正は、先生御承知のとおり、財産形成審議会のいわゆる全会一致の建議を得たものでございまして、私どもは最大にこの建議の内容を尊重して、そして法改正に持ち込んだものである。かように考へておるところでございます。したがって、当面指摘されました改善すべき事項は原則的には踏まえたものでございまして、先ほどからお聞きのとおり、租税特別措置法にかかわるいわゆる限度額の五百万円引き上げ問題、それからもう一つは、他の法律によって処理せられるべき事項を除きまして大方今度の改正で消化されておるものと、かように考へておるところでございまして。

勤労者財産形成促進法の改正としましては、ただいま申し上げましたようにすべての実現を図るものであり、一応そういう一つの含みにおきましては十分盛り込んだと、そういうふうにお考へいただきたいのでございまして、なおこの建議では、先ほど申し上げましたように、当面の課題に加えまして今後検討を深めていくべき課題についてもこれからまだ何点か御指摘いただくでございまして、より前向きに検討してまいりたいと思つております。

○木庭健太郎君 先ほどから五百万円の非課税限度額を引き上げろという話ばかり続いております。大臣御自身もこれが最優先課題だともお考へになつておるうちに私は感じております。ぜひ大臣の御在任の期間中に、この問題、何とかめどをつけていただきたいと私は思ふんですけれども、そういう観点での御決意を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 率直に申し上げます、衆議院の審議の段階でも同じくこの問題を中心にしたしまして御指摘をいただきました。特にまた社労関係、殊に労働政策に関心を最もお持ちいただいております本院当委員会でも大変強くお聞かせいただいております。これは内容的に目

分自身の本来のいきさつをよく吟味しながら考えてみて、この際きちんとお答えするべく是正するべきものである、さように私は認識をいたしておりますから、御指摘いただきましたように最善の努力をしてみたいと思っております。

○木庭健太郎君 ぜひ最善の努力を、大臣の間に解決すればこれはすばらしいことだと思ひますし、ぜひお願いをしたいと思ひます。

また、もう一つ、要望で言っておきますけれども、先ほど出ておりました非課税限度額五百万円を超える人の話ですね、何か推計では約七万一千人ということをお聞きの答弁でなさっているようにございます。五百万円を少しも超えたら貯蓄全体が課税になってしまうというのは勤労者本人にとつては何ともやりきれない気持ちだと思ひます。この点についてもぜひ御努力をお願いしたいと思ひております。

そして、今からお聞きしたいのは、女性勤労者の問題でございます。

現在、女性の社会進出が進んでおりまして、住宅取得についても共働きなり夫婦共同で考える時代になっていられると思ひます。平成二年の統計を見ましたら、夫が非農林業雇用者である世帯千八百六十三万世帯でございますけれども、このうち妻も非農林業雇用者である世帯は八百九十七万世帯で四八・一％を占めておりまして、こういった世帯構成を考えると、約千七百万人ぐらいの女性雇用者の財産形成というものがこれから真剣に考えねばならない時代が来たと思ひます。このような現状を考えますと、女性雇用者の財産形成にも十分配慮をしていかなければならないと思ひますけれども、この点大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 女性の勤労者は、先生ただいま御指摘ございましたように、全勤労者の約三分の一を占めておいでになる、そういう状況でございますから、その向きのいわゆる福祉の向上は我が国の勤労者福祉の向上にいわば不可欠の大きな要件である、課題であると理解をいたして

おります。特に財形制度が我が国勤労者の福祉向上のための重要な柱であることを考えまして、さらにまた女性勤労者の加入促進のためにも、現行の財形制度を社会経済情勢の変化やあるいはまたたいた御指摘がございました勤労者のニーズの変化を踏まえ、より魅力のある制度としてこれが改善を検討するべきである、かように考えております。

○木庭健太郎君 そこで、一体女性の財形制度の利用状況というのはどうなっているのかというのが気になるんですが、基本的に何か何人加入をしているというふうな数がありましたら教えていただきたいんですけれども。

○政府委員(廣見和夫君) 財形年金貯蓄の加入状況につきましては、一部の金融機関の調査によりまして男女の別がわかっております。これによりまして、年金貯蓄につきまして男子勤労者が全体の七四・三％、女子勤労者は二五・七％という状況になっておるわけでございます。一般財形貯蓄それから財形住宅貯蓄につきましては、男女の利用状況がわかるデータを持合わせておらないところでございます。

○木庭健太郎君 やはり基本的な数字は、今後の課題かもしれないけれども、女性のことを考えられるならばないとおかしいと思ひますよね。だから、これからふえていく時代なんでしょうけれども、数がないというのとは、女性一体どこにいていられるのか、軽視されているような気がするし、私が言うのもおかしいんですけど、そういう点はきちんとしておかないと、今後やろうにもできないと思ひます。

そこで、多少少ないと思ひますよね、まだまだ。だから、今後加入促進策を進める必要の中で、共働きの夫婦がともに財形をやっている場合、貯蓄制度や融資条件等何らかのメリットがあれば加入も促進されるのではないかと思われるんですけれども、何か現状でそういうメリットがあるのかどうか。また今後検討の見込みがあるのかどうかをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(清水傳雄君) 現在の財形制度におきまして、女性ということに着目して特別の優遇措置を講ずるなりメリットをつける、こういうふうな仕組みは講じておらないわけでございます。また、今後ということでございますが、やはり女性という特定の属性のみを対象としてメリットをつけるということ、これは先ほど来議論も出ていますけれども、バランスというふうな意味合いから申ししても、財形制度にそういうのを導入するということは必ずしも適切とは言いがたいと、率直に申しましてそのように考えます。もちろん女性自身も財形制度にどんどん加入をしていただきたいわけでございますが、当然今後女性の職場進出、社会参加あるいは勤労者として、生活者として大いに社会で貢献をし、やっていただく、そういう進出する過程の中で生活者としてのみならず中々女性自身もお考えをいただいていくことになろうかと思ひてございまして、むしろ一般的に財形制度のPRに努める、あるいは財形制度全体を社会経済情勢の変化なり勤労者のニーズにこたえたものとしてさらにその充実改善を図っていく、そういうことをすることによって女性の加入促進にもつながっていくものであろう、このように考えるわけでございます。

○木庭健太郎君 女性というより共働きという観点で何かないかなとちょっと思ひますけれども、夫婦ともに入っているというそのことで何か考えるというのが出てきていいんじゃないかと、は思ひますが、もしそういう視点があればぜひ検討していただきたいと思ひます。

もう一つ、ぜひ女性の勤労者の問題を考える際、高齢化社会の進展の問題とも関連するんですけれども、家庭の責任というか家庭の問題というのはまだ女性が負っているという現状は今変わらないうと思ひますよね。いわゆる女性が家庭でやることで介護という問題が大きく出てまいります。今年金支給開始後の介護等の事情に対応した支払い

方法の変更が認められることになりまして、これはもう大変よかったと思ひています。しかし、こういう家庭における女性ということ考えた場合、さらに勤労者が在職中に例えば年とった親の介護が必要となった場合にも財形制度が利用できるというふうなことになるれば、勤労者の金銭的な負担軽減にもつながると思ひますし、ひいては資産形成にもつながっていく問題だと思ひますよね。

こんなふうに考えると、在職中の介護費用が必要になった場合に、年金あるいは住宅貯蓄の取り崩しを認めるとか、還元融資として介護融資を認めるといったようなことは検討できないんでしょうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(清水傳雄君) 今御指摘のように、今回の改善におきまして財形年金貯蓄、年金支給開始後要介護状態に入る、こういうふうな事由が生じることに対応するために、支払い方法を変更し、一定額を上乗せするなりあるいは前厚型を導入することとか、そういうふうな一定の措置を講ずることにしたわけでございます。

御指摘の場合には、在職中にそういう事由が発生した場合に、現在積み立てている財形貯蓄を活用する、こういう方途を何か考えられないか、こういうことでございます。もちろん目的外に財形貯蓄を取り崩すということになるとさかのぼって課税されてしまう、こういうことがあるんですけど、こうした方々に介護の必要が生じた場合には、これは租税特別措置法によりまして、年金貯蓄を取り崩しましてそれに充てるような形で解約をする、そういうふうな場合にもこの繰上課税のペナルティーというふうなものを科せられない、こういう取り扱いになっているところでございます。

○木庭健太郎君 次は、海外勤労者の問題でございます。海外勤労者は非常に今ふえておりまして、この人たちが結局日本に戻ってくれば当然住宅を取得しようと思ひますね。したがって、こういう

う海外勤務者の財産形成についても十分な配慮が必要だと思ふのでございます。

海外勤務者の場合、財形貯蓄をしようと思ふと、財形貯蓄は天引き貯蓄であるために種々の問題が生じるというふうに思ふ。例えば海外転勤に伴い現地の会社へ出向するような形を場合など海外勤務により勤務先が変わるというケースも多く出てくると思ふ。それだけでも、その場合、財形の一般、年金、住宅、それぞれの貯蓄は積み立て継続できるでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 今先生御指摘のとおり、海外に勤務されるような状況になりましたときには、財形貯蓄が基本的には天引き預入が前提になつてゐるという関係から必ずしも財形貯蓄がでないという形になる場合も出てまいります。

具体的に申し上げれば、海外に行きました場合でも引き続き国内の企業と雇用関係を維持して、天引き預入の対象となる賃金が国内で支払われてゐる、こういう場合を考えてみますと、財形貯蓄契約は引き続き存続することができ、こういうことになつてくるわけでございます。したがうして、転勤の場合、それから出向のうちの在籍出向という場合には積み立てが継続してできる、こういうことにならうかと思ふ。ただ、転籍出向という形になつてまいりますと、今申し上げました天引き預入という関係から積み立ては継続できないと、こんな形になつてくるわけでございます。

それから、非課税貯蓄であります財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄につきましては、租税特別措置法の規定がございまして積み立て継続はできないというところになっておりますが、一定の手続をとりますと海外に行つております期間、最大限五年間、非課税のままその貯蓄を据え置くことができる、こういう措置が講じられることになつておるところでございます。

○木庭健太郎君 次にちよつとまたお聞きします

けれども、帰国後の住居を購入しようとする場合など、海外勤務者が日本国内の住居を購入しようとする場合に財形融資を受けることができるかどうか。また、現地で子供の進学のために融資を受けたい場合はどうなるか。もう一点、父親が海外勤務で子供が日本国内の大学に入ろうとする場合はどうなのかというのをちよつと教えてくださいます。

○政府委員(廣見和夫君) 今のお尋ねのそれぞれケースでございますが、海外勤務者でありまして、国内企業と雇用関係があるというふうな考えられますと、基本的には財形法は適用される、こういうふうな考えられるところでございます。これは考え方の原則でございます。ただ、現実に海外に居住しているということによりまして融資の要件を満たさないという現実が出てまいりまして、そういう意味では結果としてはそういうふうな住宅の融資は利用できない、こういうことになつてくると思ふ。それから、資金交付時点において取得した住宅に居住していることが必要だと、これが原則に現在のところなつておりますので、今申し上げましたように、海外勤務期間中はそういう持ち家はできないということでございます。それからまた、事務手続上、持ち家取得の場合につきましても建築確認などの問題がございまして、こういうものは地方公共団体に委託しているということからやはり現実には利用できない、こういうことになつてくるわけでございます。

もう一つお尋ねの進学融資におきまして、海外勤務中の勤務者の方がそのお子さんの国内での進学に融資が利用できないかというふうなケースでございますが、こういう場合は、国内で国内の教育施設に行くということであれば手続上の問題はなく、国内の場合と同様に利用できるのではなからうかということになるわけでございます。ただ、海外勤務中にそのお子様が現地の学校に入られたというところになつてまいりますと、現在の進学融資の対象は学校教育法に定める教育施設等に限り

れておりますので、現実には進学融資の利用はできないと、このような形になつてくるわけでございます。

○木庭健太郎君 海外勤務する場合、当然赴任国と我が国とは税制が異なつておりますから、財形貯蓄の利子課税についても問題が生ずるところと思ひますけれども、特に非課税の年金、住宅貯蓄の場合の現地の利子課税の扱い、どんなふうになるのか。大蔵省の方から来ていましたか。よろしくお願いします。

○説明員(黒田東彦君) ただいまの御質問の件についてお答えいたします。

御案内のとおり、国際課税の大原則と申しますのは、国籍によつて課税を区別するのではなくて、居住者制によつて課税の区別をする、こういうふうになつてゐるわけでございます。したがうして、日本人でありましてもアメリカ人でありましても、日本に居住しておられますと日本の所得税の課税が第一義的になるわけでございます。

と申しますのは、日本に居住しておられる日本人ないしアメリカ人の方の全世界所得が課税の対象になります。例えばアメリカで一部所得が生じておるといふ場合には、アメリカにおいて非居住者課税がなされておられますと、その部分を日本で税額控除するという形で二重課税の排除はなされるわけでございますが、あくまでも居住者国において課税される、こういう形になつておるわけでございます。

逆の場合も同じでございます。日本人の方がアメリカに行つておられますと、アメリカの方々がアメリカにおられますと、アメリカの居住者としてということでアメリカの所得税がその方の全世界所得に對してかかります。そして仮にその日本人の方が日本で一部利子所得があつたといふと、その利子所得について日本で課税が行われますと、その部分はアメリカで税額控除できますし、日本で課税されておられません。そういう税額控除が全然なされないということ、いずれに

いたしましても、アメリカにおいて日本人の方も居住者として全世界所得に對して適切な課税が行われる、こういう形になつておるわけでございます。

○木庭健太郎君 今おっしゃつたために、二重課税防止の観点から、いわゆる所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約、通称租税条約ですね、これは二国間で結んでおりますけれども、現在三十六カ国と聞いております。そういう財形貯蓄の二重課税の防止ということを考えていくと、条約の締結国をさらにふやしていくということが必要なんじゃないか、現在三十六カ国ですから、これから日本人ももつとつといるところから働く部分が増えてくるわけですから、そういうことが必要だと思ひます。

その点について外務省の方どう考えていらつしやるのかというのと、その内容についてもできれば勤務者の利益に資するような形のものを選びやつていくようにしなくちゃいけないと思ひつゝ、人ですけれども、これについては大蔵省の方からお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(西田芳弘君) 今御指摘の租税条約につきましては、国際的な二重課税を排除すること、すなわち経済的交流でございますとか人的交流の促進に當たつて一つの障害になりますところの、今問題になつております国際的な二重課税を除去することによりまして、資本でございますとか物資あるいは人的資源の円滑な交流のための素地をつくるということを目的とするものでありまして、我が国はこれまでにこの趣旨に沿ひまして、御指摘のとおり三十六カ国との間で条約の締結を行つてきてゐる次第でございます。

今後とも各国との間の交流の円滑化に資するために、引き続き関係諸国との課税権の調整を図るべく諸外国との間で租税条約の枠組みの設定、整備に努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○説明員(黒田東彦君) 先ほど労働省の方から御説明がございましたとおり、現行制度のもとでも

非居住者となりました海外勤務者につきましては、一定期間、最大五年でございしますが、一定期間内で帰国して国内勤務者となることが予想される者につきましては、それまで積み立てられた財形住宅あるいは年金貯蓄高をそのまま継続して非課税とする例外措置が講じられているわけでございします。したがって、そういう形で仮に我が国で非課税となっておる利子があったとしたしますと、それにつきましては実はアメリカの側で課税が行われる、こういうことになるわけでございします。

仮にそういうことでなくて課税になっておる利子であったとしたしますと、先ほど申し上げましたとおり、アメリカの方で課税が行われるわけですが、日本で課税された部分は二重課税の防止という観点から税額控除がなされるという形になっておりまして、こういった租税条約、当然でございする限り広げていくべきものと考えておりますけれども、その原則は今申し上げたような原則で、国籍ということではなくて居住者であるかどうかというところで課税を決めるという原則に従って考えてまいりたいというふうに思っております。

○木庭健太郎君 大蔵省、外務省の方、ありがとうございます。大臣、今わざと長々とちょっと聞いていただいたんですけれども、なかなか海外に行っちゃうと突然継続できなかったり、融資制度も使えない部分がいろいろ出たり、さまざま問題点があるんです。要望も随分これについては出されていますけれども、今度は国内と国外でも差が出るんですよ、同じ勤務者でありながら。これは勤務者としてはたまたまな思いです。海外勤務、転勤になった海外に行ったら何もできぬようになる。これはいろいろな意味で不都合も出てくると思ひますし、そういった意味ではこの問題については、融資制度の利用の問題についても継続の問題についても、改善に向けていろいろ検討をしておかなくちゃいけない問題だと思ひうんですけれども、この点について大臣の御決意を。

○国務大臣(小里貞利君) 御指摘のように、海外勤務者は年々微増いたしてまいってきておりまして。なおまた、昨年の十二月の財産形成審議会の建議におきましても、貯蓄、融資、両制度について根本的に検討すべし、そういう答申の一項もございします。また、先生のただいまの御指摘の趣旨もよく理解できるところでございまして、これから前向きで検討させていただきたい、かように考えております。

○木庭健太郎君 それでは、共同社宅用住宅融資制度の問題で何点かお聞きします。先ほどこの制度の趣旨についてお話しになられました。大都市圏、非常に土地が高騰しているから緊急に対処すべきものだ、良質な低廉な住宅を提供する、将来的には持ち家取得につなげる過程なんだというようなことを先ほどこの趣旨についておっしゃったと思ひうんです。

ただ、この制度によって社宅に勤務者が入居する場合を考えると、事業主の家賃負担分を除いた勤務者自身の負担額が、衆議院のこれ御答弁だと思ひうんですけれども、九万円から十一万円というふうにお聞きしたんですが、何かえらい高いなと思ひまして、これで一体、大体金額自体も高いんですけれども、将来的に持ち家を取得することが可能になるというのが私は全然理解できないんです。この点についてどんなふうに考えていらつしやるのか、お伺ひします。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生がお話しの家賃九万円から十一万円程度というお話でございしますが、これは共同社宅用住宅をつくって、それを借り受ける事業主の方がどの程度の家賃が考えられるのかというところで、東京都下におきまして標準的な住宅を想定し、いろいろ条件によって違ひうなわけでございします。一つのケースとして仮定をいたしまして計算して、そのときに事業主の家賃補助が最低限でございします三分の一のことを前提にして考えてみますと、勤務者の支払う家賃は九万円から十一万円というものが一つの計算で出されてくるということで我々が試算したものでございします。

ただ、これは今申し上げましたように、前提の置き方、土地の状況あるいは広さ、立地条件、いろいろ違ひうなわけでございします。そういうことによつても違ひいますし、また事業主の負担する程度、これによつても異なつてまいります。そういうことでも、今申し上げましたような一応の前提を置いてお示した試算額というものでございします。

○木庭健太郎君 いずれにしても共同社宅というのは中小企業に向けたやつだと聞いているんです。ね。中小企業ということは大企業より資金が安いので、どう考えても、それでこんな値段出されたんだつたら、モデルケースとおっしゃつたんですけれども、私は全然納得できない。これは全国のあれです。比較にはならないかもしれないけれども、昭和六十二年七月ですか、日経連の賃金労務管理部長が社宅の使用料みたいなものを、自社保有社宅の場合です。ね、出していらつしやいます。これを見ると、全国です。から安いのかもしれませんけれども、三DKで八千二百三十三円なんです。余りの違いというのか、これじゃ全然建てる意味がなくなつてくるような気がいたします。ですから、例えばこれ建てるよきの問題になつてまいりますけれども、一つは、今国の方で遊休地の公共用地の調査もなさつていますが、労働省として土地取得のときが一番大変な問題になると思ひうんです。そういう点も何か検討されて、労働省の方でも少し手は打つというふうなお考えはあるんでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 今先生お話しのように、この共同社宅用住宅の融資制度のかきは土地の問題にあるというふうには私も考えております。ただ、この構想はまさに融資制度ということでございます。基本的には共同社宅の建設主体が自主的に手当てをしていただかなければならないものでなからうかと、こう思つております。しかしながら、大都市圏におきまして土地の問題、こういったような実情を考慮してみますと、建設主体として想定されるところもなかなか用地を確保することが困難であるという事情もあるわけでございします。そういうことも予想されるところでございします。この運用に当たりまして私ども労働省、あるいは融資を行う立場にございします雇用促進事業団あるいは建設主体、さらに幅広い関係方面とも密接な連携を図つて運用に意を用いてまいりたいと、このように考えておるところでございします。

○木庭健太郎君 今言われたように細かい配慮もしていただきたいんですけれども、融資利率の問題なんです。現在考えていらつしやるのは年六・四三％で変動金利制をとるといふような話なんですけれども、例えばこれを財形持ち家分譲融資と同様に利子補給を行つて五・五％の利率というふうなことは考えられないのか、あるいは思ひ切つて長期低金利というふうなことも考えられないかどうか、この点お伺ひします。

○政府委員(廣見和夫君) 共同社宅用住宅融資の利率の問題でございしますが、今先生お話しのとおり、私もといたしまして、基本的には財形融資制度の中で運用してまいりますので、その基本的金利である調達金利を基本として運用してまいりたい、このように現在のところ考えております。現在の財形の調達金利六・四三％でございします。これも変動するわけでございしますが、そういうことを基本として考えております。これは我が国におきまして社宅関係融資、ほかにもあるわけでございまして、例えば住宅金融公庫の産業労働者住宅融資あるいはまた年金福祉事業団の住宅融資、これにおきましても社宅関係の融資が行われておるわけでございしますが、これらも利子補給等によつて金利を引き下げる措置は行われておらないという状況になっておりまして、我が国全体の住宅関係金利のバランスという問題もございします。そういう意味では、現実の問題として調達金利よりさらに引き下げた形で運用していくということとはなかなか難しいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○木庭健太郎君 何か思い切つてやらな
いと、本当にこれより高過ぎで、せっかく制
度をつくつても残らないことになるんじゃないか
と心配いたします。ただ、確かにこういつた一つ
の大きな制度に取り組まれるということについて
は、制度自体は私は非常に評価しておるんです。
ただ、やる場所が三大都市圏というのが非常に
私は不満でございます。私が住んでおるのは福岡
でございますけれども、余り変わらない状況で
すし、まず三大都市圏でスタートさせることを御
理解いただきたいと局長おっしゃいましたが、今
年度はそういう形でしようがないにしても、形と
してはやはり、大臣のお住みになっている鹿児島
でございますけれども、鹿児島県全体は安いから
家賃それから住居というのは非常に、土地が少な
いから物すごく高い。だから細かい配慮をしてい
かないといけないと思うんです。

私は今年度からすぐやれとは言いません、それ
は。ただ、課題としてきちんと三大都市圏から今
後いろいろ検討していつて、三大都市圏と同じよ
うな状況にあるところには広げていくという気持
ちを持ってやらないと、いつも何か言う三大都
市圏、こんなばかな話はないですよ。地方軽視も
甚だしいと私は思います。そういう意味で、大
臣ぜひ将来の課題としてきちんとこのことは考
えていくということを御答弁いただきたいと思
います。

○国務大臣(小里貞利君) 先生の御発言の趣旨は
よく理解できるところでございます。

今次のスタートにおきましては、先ほど御説明
申し上げましたような原典でやらせていただきま
すが、今後十分検討の課題とさせていただきます
と思ひます。

○木庭健太郎君 まあ、検討の課題ですか。大臣
が先ほどより踏み込んで言っていたいたと理解
してよしとしまして、最後に、今回の住宅融資制
度というのを考えたときに、もちろん持ち家とい
うことを基本にやることは非常に大事なことで

けれども、住宅融資制度を創設しても実際どれだ
け持ち家取得が可能になるかということについて
は疑問な面もございます。他方、住宅取得のため
にどれだけ有効な施策がとり得るかということ
を考えると、実効性、即効性のある施策というの
はなかなか難しいというの現状だと思ふんです
ね。したがって、少なくとも現状においては持ち
家取得というのはいくらも難しくなっているとい
うことも一面私たちは認識しなくちゃいけないと
思っております。

ですから、単に持ち家だけの問題じゃなくて、
賃貸住宅に対する援助制度の充実というののも非常
に必要になってくると思ふんでございます。この
点において、財形制度についても賃貸住宅につ
いての援助を何らかの形でさらに拡大していく必要
があるんじゃないか。一つの考えはもちろん持ち
家制度は基本的にやっていくけれども、それだけ
で実質足りない部分があるから、もう現実不可能
な部分もあるわけですから、その辺についても拡
充する必要があると思ふんですが、この点をお伺
いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(清水博雄君) 財形制度におきま
す融資につきましては、勤労者の計画的な財産形成に
資するものである、こういうことが事柄の性格上
要請されるわけでございまして、今回の共同住宅
用住宅融資につきましても、形としては賃貸住宅
しかあくまでも財産形成を目的とする、こうい
うことで財形法の中に位置づけをさせていた
ておるわけでございまして、そうした財産形成に
結びつかない一般的な賃貸住宅に対する援助とい
うことになりますれば、なかなかこの制度の枠組
みの中にはまりにくい、こういう面を持つもので
ございまして、その点ひとつ御理解をちょうだい
いたしたいと思ひます。

○香取タケ子君 労働白書によつてみますと、各
国、特に欧米諸国の住宅状況と比較をしてみま
し、我が国の住宅というのには狭くて値段が高い
ということが端的にあらわれております。財形制度
というのは勤労者の財産形成に寄与することを目

的にして発意いたしました。特に個人の持ち家融
資、それからマル優、つまり利子非課税制度、これ
が最大のメリットとして発意をしたわけですね。と
ころが、もう既に議論をされておりますように、
その後地価の高騰やマル優制度の廃止といわゆる
メリット、目玉が小さくなってきているというの
がもう議論の過程で明確でございます。

そういう立場で、いわゆる目玉であるべき持ち
家個人融資状況を見てまいりますと、確かに予算
の目標に対しての実績というのが急速に下がって
いるんですね。六十一年度のころには、予算目標
が一千万戸、ところが、実績率は二一％ですね。そ
れから六十二年度は二万六千戸にふやしたところ
が、実績率というのは六・六％、六十三年度は七・
五％、平成元年度でやつと一三・八％ということ
になっております。そういう実績を見ますと、予
算の建設目標というか貸付目標に対して実績は大
変少ない。だから平成二年度は予算目標も減らし
たんですね。二万一千戸になったんですね。

こういうふうな実績から見ますと、これは財形
制度の発足当初の目的から考えますと、そういう
実績、持ち家制度という点から見ますと、目標の
達成が困難な条件というのが非常に大きくなつて
きているなというふうに思ふんですね。逆に言
いますと、それではその目標の達成をし、制度の維
持発展のためには、そういう諸条件に対応して労
働省としては一層の努力が迫られるのではない
かという点が、財形制度について今日たいていま
での現況と今後の方向という点での問題点ではな
いのかと思ひますが、簡単に大臣の御見解をお伺
いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 先生も御発言の中
でお触れいただきましたように、勤労者財産形成促進
制度が発足いたしました。大方二十年。その間に環
境条件あるいは情勢の変化もございまして、御承
知のとおり、六回にわたりましたそのような変化
あるいは新しいニーズにこたえるために逐次対応
措置をとってきたんだらう、そういうふうな考え
るところでございます。途中でまた、ただいま先

生も予算に対してその消化率が低い、そういう起
伏もあったというお話でございますが、今お尋ね
の途中で事務局にちよつと聞いてみますと、なる
ほどそのような大枠の変更もあつたという説明
でございます。細やかな数値が必要であれば後
ほど御説明申し上げることにいたしますが、そう
いう一つの制度といたしまして、情勢の変化に対応
し相互に切磋琢磨しながら今日に來たんだらう、
さように思ひます。

しかしながらまた、現段階におきましても必ず
しもこれが十分なものではない、できる限り修正
をいたしまして勤労者のニーズに、そしてまた本
制度の発足の目的にかなうようにしなけりやなら
ぬ、そういう気持ちで今回も相談を申し上げてお
るところでございます。

今回は、先ほど申し上げましたように、高齢化
あるいは教育費の増大、あるいはまた持ち家取得
がますますこういう大都市圏におきましては困難
になってきたということで、新たな一つの答えを
出そうとしたというわけでございまして、私ど
も自身、これが必ずしも完全無欠なものであると
は氣負つていないわけでございます。いろいろ
とまた御指摘をいただきながら今後ともこの制度
を取り巻く諸情勢あるいは勤労者のニーズの変化
に対応できるような財形制度となるよう努めてま
いらなけりやならぬ、かように考えておると思
ひます。

○香取タケ子君 それでは、ちよつと具体的にお伺
いをしておきたいと思ふんです。

既に各委員からも御指摘がございましたが、一番
大事な点だから重ねてお伺いしておきたいん
ですが、一般財形がマル優廃止になつたというの
はやはり大問題だと思ふんですね。財形制度の中
に一般財形というものが位置づけられる限りは、マ
ル優制度を当然行ふべきだと思ふんです。

もう一つは、御指摘があつて既に労働省、大臣
の御見解を伺つたところでございますが、いわゆ
る非課税限度額の現行の五百万円をせめて一千万
円に引き上げるといふことですね。これは労働省

から大蔵省に改正についての御要望をされたようですけれども、実現をしなかったという経過は存じ上げております。これは一番問題点だと思っております。

先ほどもお話がございましたが、それは言っても貯蓄高が百万に満たないという御意見、それは平均はそうでしょうか。私はそうだと思いますが、もう少し細かく見る必要があるんじゃないか。細かく見ますと、財形年金貯蓄の残高が四百五十五万の者の割合というのが、平成二年で見ても、金融機関からのヒアリングのようですが、六十歳以上が三・六九%になっていまして、これはやはりニーズがあるという証拠ですね。それから、財形住宅貯蓄の残高が四百五十五万の者の割合というのが、三年以内に住宅の建設、購入計画のある世帯というところでは二・二%になっているんですね。こういう全加入者の平均が百万を下回っている、しかし実際にニーズを持っている層では四百五十五万から五百万ぎりぎりまで持っている人たちの割合というのがかなり高いという点が端的に示しているように、五百万円の限度額を一千万に引き上げるといふこと、これは大変切実ではないかと思えます。

そういう点では、実現のために、決意のほどは伺っておりますけれども、重ねてその点はぜひ御努力を要請したいと思えます。一言伺っておきたいと思えます。

○國務大臣(小里貞利君) 本件につきましては、先生も先ほどからお聞きいただいておりますように、各方面から強い要請が出てまいっております。殊に、加えては省脱先生からもただいま力強い激励もございましたから、これが一段落いたしましたならば可能な限り早い時期に、しかもこの問題は、私の感覚で察するところ、かなり高度な政治折衝を要する問題だと思っております。それだけに事務当局とよく協議をいたしまして、私も腰を据えて、積極的に大蔵当局にも啓発、そしてまた要請、交渉をいたさなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○省脱タケ子君 御決意のほどを伺いましたので、ぜひ実現方を強くお願いいたします。

次に参りますが、論議の中で出ておりますように、中小企業対策も非常に大事ですね。中小企業の労働者というのは賃金も低いですし、福利厚生面でも恵まれていない。だから、別の法律をわざわざつくらなきゃならないという状況になっておるのを実情でございます。ここにはどうも光を当てていくかというのが労働行政の中では非常に大きな課題であらうと思えます。本制度も中小企業の加入率が低いという点は先ほどもお話の中にしておりましたから、私あえて数字等には触れませんが、そういう点では中小企業の加入率の低いところをどのように引き上げていくか、普及を促進していくための努力をするかという問題、これが大事だと思っております。これが一点です。それからもう一つは、中小企業の労働者への融資条件の緩和、これが大事ではないかと思っております。この普及促進に寄与できる条件として、融資条件の緩和というのが大事だと思う。現在六百二十万まで五・五%のようですね。ただ、六百二十万ではとてもじゃないけれども家は建たないわけですね。この枠の引き上げ等を含めて改善をする必要があるのではないかと思いますので、この二点についてひとつ伺いをしたいと思います。

○政府委員(清水傳雄君) 先ほど御答弁申し上げましたように、財形制度の普及状況につきまして規模別に見ますと、貯蓄制度、融資制度、給付金、基金制度、いずれも規模間に格差がございます。そして、中小企業に対する普及促進は、私どももいたしまして非常に重要な課題であると考えております。これらについて具体的な施策をいたしまして、御承知の事柄でもございますが、持ち家の特別の利子補給制度を設けておりますし、また給付金、基金制度を導入いたします中小企業に対しましては、助成金制度を設けております。また、六十二年から中小企業団体を通じました

財形制度の普及促進事業というのを実施いたします。して、中小企業団体に指導員を張りつけまして、この制度の普及促進に努めていると、こういうことでございます。

さらに、額の問題につきましては、御指摘がございましたが、今般、利子補給限度額の引き上げも予算措置として講じたわけでございますし、また、この共同社宅用住宅も中小企業を重点として運用していくことにいたしております。給付金、基金制度の受益者要件につきましても緩和を図る、財形助成金の助成率の見直しも行う、こうした一連の措置を今般の改善の中でも講ずることとしたしております。このようにして、こうしたことによつてさらに一層促進を図つてまいることといたしておりますが、さらにまだまだものとやるべきことが、これはさらに知恵を出してその普及促進方についての検討をより一層深めてまいりたいと、このように思っています。

○省脱タケ子君 それで、今論議になっております共同社宅用住宅ですね。これは多くを聞く時間がありますので、ちょっと気になるところだけ聞いておきたいんですが、中小企業対策ということになりますと、転職とかおやめになるとかという方々、割合動きが激しいですね。そういう場合に、転職をしたらその住宅から出ていかなきゃならぬのですか。その辺のところはどうなんでしょうか。非常に不安だと思っております。

○政府委員(廣見和夫君) 今のお尋ねの件でございますが、共同社宅用住宅ということで、複数、多くの事業主の方に共同して貸す、こういうことを中心には考えておるわけでございますが、ただ、基本的には事業主からその雇用する労働者の方に對する社宅と、こういうことになりますので、それが急に起こったような場合に対する一定の配慮は当然でございますが、転職の場合は一定の時期にかわつていただかざるを得ないと、こういう面があるかと思ひます。

らぬということになると少しも安定しないんで、その辺は問題だと思ひますがね。最後に、一つ伺つておきたいのは、財形業務を扱っている雇用促進事業団について若干伺ひたい。

雇用促進事業団は大きいですね、職員数五千名に上る大きな特殊法人であります。理事長が八名、理事長は労働省事務次官が天下りをする。副理事長以下六名の理事全員が労働省のOB、一名の理事は大蔵官僚OB、この構成はすべて一貫して変わつておらないようでありまして、月給もなかなかいいですね。労働白書の大卒の管理職の月給等と比較しても大分よいと思ひます。

余り時間がないから細かいことは申し上げませんが、けれども、やめてそつちへ行つた方が月給は上がるのと違ひますかね。もつと驚きましたのは、退職金ですね。労働省からいただいた資料によりますと、この退職金の金額というのは、一般の労働者の退職金と大分かけ離れて過剰な、大分優遇されているというのが一目瞭然であります。これは労働省の退職金支給実態調査という、昭和六十一年の資料ですからちょっと古いですが、昭和六十一年の資料で企業で平均三十年から三十四年の勤続で二十七十四万四千円です。退職金が二十五年から二十九万の方々が千六百四十万。大企業がそれよりちょっとまだよいですね。

ところが、雇用促進事業団の退職金への退職金の支給状況を見ますと、平成二年では四年で千五百七十三万五千円。それから昭和六十三年では四年で千四百二十三万九千円。六十三年、これは六年の理事です、六年で千二百三十五万八千円というところになっておりますので、大体大企業でも千二百二十万というのは三十年から三十四年で、大卒の。わずかに四、五年の勤続で三十年近く勤続した同じ大卒の労働者とは同額の退職金が支払われるというのは、ちょっとだれが考えても不合理で、労働者の福祉の増進をするという目的を持つていて労働省の高級官僚が率先して福祉を我が物にしていふような、福祉の増進を我が物にし

ているというか、甘い汁を吸っていると書かれてもしょうがないんじゃないかな。これは労働省だけじゃないということも百も承知の上で申し上げています。

ですから大臣、こういう労働者の持ち家制度をどうするか、なかなか条件変わった家も持てない、あるいは年金積み立てでもできない、あるいは五百万超したらマル優制度も適用されないという細かい話をしているのに、それをやっている事業団の幹部は、四年か五年おつたら千五百万も二千万も退職金をもらってぬくぬくしているというのは、国民の目から見ますと不合理だなと、何とか改める必要があるんじゃないかというのを痛切に感じますが、役員等につきましても、従来からこれは閣議決定でも言われておりますから、ひとつ内部登用などを図るとかということも含めまして、国民的な批判を受けない間に改める必要があるのではないかと私思いますが、大臣の御見解を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 前段につきましては私の方から答弁申し上げまして、後段の方は局長の方から御答弁申し上げます。

まず、いわゆる事業団の役員等の登用問題でございますが、これは事業団の業務を有効適切に推進する、こういう観点から民間人を含めまして本来幅広く有能な人材を確保してまいっておる、こういうことでございまして、一応御理解いただきたいと思ひます。

なお、また特に事業団の業務は、御承知のとおり労働行政と密接不可分の関係を持つておるわけでございまして、労働行政に関する専門的な知識あるいは経験、そういうようなものを有する者がある程度登用されることはやむを得ないのかなと、そういう感じがいたします。今後とも事業団の内外を問わず、業務の推進に必要な人材の登用が図られるように、これを原則といたしますが、ただし、先生ただいま御指摘のように、若干でも不透明な部分があるんじゃないかと、あるいはまた中身として行き過ぎの点があるとすれば、それは

は謙虚に改めなけりやならぬと思ひ次第でございます。

なおまた、退職金云々のお話等もございしましたが、その問題については局長から御答弁申し上げます。

○政府委員(若林之矩君) 雇用促進事業団の役員の給与及び退職金でございますが、これは他の政府関係機関も同じでございますけれども、民間企業の役員を支給水準というものを考慮した上で退職金規程というものを定めておるわけでございまして、それに基づいて支給をいたしております。したがって、民間のそういう関係での水準比較をやっているわけでございまして、民間と比較して特に高い水準になっているということはないと私どもは考えております。

○斎藤タケ子君 もう時間がありませんから終わりますけれども、民間の役員と比べて高いと私は指摘しているのではないんです。一般の大卒の三十年勤続の人と比べて四年ぐらい同等だというふうなことは果たしてよいのかということをお願いするんです。

終ります。

○乾晴美君 お願いいたします。私も財形の住宅、年金貯蓄の非課税限度額について、皆さん委員の方それぞれおっしゃいましたけれども、重要だからお聞きしてみたいと思ひます。

これは昭和四十九年以来据え置かれておつたというんで、大蔵省にお伺いしてみたいと思ひます。この十七年間据え置かれてきたその具体的な理由は何なのか、お教えいただきたいと思ひます。

○説明員(黒田東彦君) 御案内のとおり、財形住宅、年金貯蓄非課税制度は、障害者あるいは老人の方の三百万円までの非課税といったものを除きますと、一般の預貯金利子につきましては原則課税となっております。その中にある、その中にありまして、勤労者に限って住宅貯蓄及び年金貯蓄について特に元本五百万円までの利子を非課税とするというものでございまして、私どもいたし

ましては勤労者に対して十分配慮しておるものというふうにご覧になっております。

この非課税限度額をさらに引き上げるといふことにつきましては、このような利子の非課税制度を利用できない者とのバランスというのを考えますと、このバランスがなくなってくるということにもなりかねないということに留意する必要があります。

○乾晴美君 十七年間なぜ置いておつたかという、その具体的な理由はバランスの問題だと、こういうことなんでしょうか。一般のマル優、今まで六十二年の九月まではマル優制度で三百万円までは非課税だったわけですね。それで五百万円を足していたら、八百万円は六十二年の九月までは非課税だったわけですね。それがなせ十七年も来て五百万円まであるということ、物価上昇だとか地価の上昇だとかいうようなことから考えると、非常に目減りしているというところで、私も一千万円ぐらいまでは引き上げなければならぬということに緊急の課題だと思ひますけれども、大蔵省としての考え方を願ひいたします。

○説明員(黒田東彦君) ただいま委員から御指摘ございましたとおり、一般のいわゆるマル優あるいは一般の郵便貯金の非課税という制度は本格的に改められて、昭和六十二年に基本的な廃止をされました。他方、そのときまでございました三百万円までの非課税というものを老人の方あるいは身体障害者の方等に限り認めるという形に改め、原則的に利子は課税ということまでまいってあるわけでございまして、そうした中で、この五百万円の財形貯蓄が現在も維持されておるということとを御理解いただきたいというふうに思っております。

○乾晴美君 一番初めにこの財形貯蓄の利子非課税の措置が創設された昭和四十七年は百万円だったわけですね。それが二年後の四十九年に五百万と、いわゆる五倍になったわけですね。それはどういう理由から五百万になったんでしょうか。

○説明員(黒田東彦君) 私ども承知しておりますところによりますと、先ほど申し上げましたような一般の少額貯蓄の非課税制度というものがあつたわけでございます。それが昭和四十九年までは百五十万円でございます。それが二倍に引き上げられて、そのときに三百万円になったわけでございます。そのとき、同じく財形貯蓄につきまして、今委員御指摘のとおり百万円であつたわけでございますが、これが五百万円に引き上げられて現在に至つておるということでございます。

ただし、先ほど申し上げたことを繰り返して恐縮でございますが、一般のマル優制度というのは六十二年に廃止になりまして、老人等に対する少額貯蓄非課税制度という限定された形で残つておる。他方、この財形貯蓄制度は基本的に五百万円ということと現在に至つておるということでございます。

○乾晴美君 それでは、財形制度のメリットでもあるこの利子の非課税制度を利用できない人とのバランスの問題だということも先ほどおっしゃつたわけですから、制度を利用できない人々というのはどういう人々を言うのでしょうか。大蔵省に願ひいたします。

○説明員(黒田東彦君) 制度を利用できない方と申しますと、まさにこの制度に要件が記されておるわけでございまして、そこに当たらない方というところになろうと思ひますので、いろいろな方がおられると思いますが、例えば自営業者のように財形法上の勤労者に該当しない方あるいは財形住宅、年金貯蓄を扱っていない勤務先に雇用されている勤労者の方、あるいは財形住宅、年金貯蓄を行う余裕のない勤労者の方といった方が想定されようかと思ひます。

○乾晴美君 これを利用したくても利用できない人、また利用できても利用しない人と二通りあると思うんですけども、これは分けて考えなきゃいけないと思ひます。利用できない人々に対しては、制度の欠陥があるならばそれを改善していくという努力も必要だと思ひますし、利用しな

い人に対してはさらにPRなどの行政からの努力が求められると思うわけなんです、特に中小企業の勤労者に対しては加入促進のための努力というのはどういうふうにならなくていいんですか。

○政府委員(清水博雄君) 財形貯蓄制度を導入していない中小企業の事業主あるいは制度を利用してない勤労者、いずれにいたしましても、財形制度の普及促進を図ることが施策の根幹になるわけですから。

この制度を運用いたしております雇用促進事業団、またその出先としての雇用促進センターを中心にいたしまして相談員を配置し、リーフレット、パンフレット等のPR資料は無論のこと、全国主要都市で各般の説明会を開催いたしまして、事業団を通じて周知を図っておりますし、さらに、先ほどお答え申し上げましたように、特に中小企業につきましては、都道府県の中小企業労働改善団体連合会に事業を委託いたしまして、その構成員である中小企業連合会の傘下企業に対してそれぞれ集団に普及指導員を配置し、これらの方々によって普及促進業務を行わせる、こうした一連の措置を講じまして導入に努めているところでございます。

○乾晴美君 平均貯蓄額なんか百万円未満というところで非常に低いということは、これは制度自体に魅力がないのではないかと、このように思われますので、税制とか財政面からも優遇措置ということが十分なされるようにお願いしたいというふうに思います。

その次に、持ち家分譲融資を受けるということの話の方に持っていきたいと思うんですが、持ち家分譲融資を受ける、そしてあなたにはお貸ししますという決定から現金支給までの期間が非常に長過ぎるんだそうです。一月から一カ月半、長いときは二カ月もかかるというふうなわけなんです。そのときにつなぎ融資をよそから受けなきゃならぬということが現実にあるらしくて、そのときの利子も大変なものなので、この決定から支給までの期間を短くしていただけないかという声も

聞かれるんですが、いかがでしょうか。

○説明員(澤田陽太郎君) 財形融資につきましては、決定から資金交付までの期間が長いという御指摘ですが、類似の公的融資と比べても特段長いというふうにはなっておりません。

それから、つなぎ融資の件でございますが、これは他の公的融資に比べても財形融資制度が後発であるというところから、若干資金交付を受ける前に所要資金を納付することを求められるケースが財形融資についてはございます。この場合に勤労者としてはつなぎ融資が若干必要になるわけですが、私どもとしては、財形融資制度の知名度をさらに高め、その信用力を高める努力をして、他の公的融資と同様つなぎ融資を求められるケースがなるべく少なくなるように努力してまいりたい、かように考えております。

○乾晴美君 それでは、次に財形の進学融資の問題について聞いてみたいと思うんですが、進学融資からいわゆる教育融資というふうに変えられたということは非常に私は評価したいというふうに思っているんですが、この融資の対象範囲についてお伺いしたいと思います。

勤労者本人またはその子弟の海外留学費用というか、そういうものには融資可能なんですか。

○政府委員(廣見和夫君) 今お尋ねのケースでございますが、勤労者のお子様様が海外の方に留学されるというところにつきましては、現在は学校教育法による教育施設等に限定しておりますので、現実の問題とすれば海外留学の場合は融資を受けることができない、このようなことになろうかと思っております。

○乾晴美君 それでは、電話とか家電製品など生活必需品というか、そういうものを購入したような場合はいかがでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 現在、財形制度のもとにおきます進学融資につきましては、進学に必要な費用となっておりますが、これを今回教育に必要な費用に拡大いたしまして在学中の諸費用も融資対象に含める、このように制度改善を図りたい

と考えておるところでございます。ただ、このときに、教育を受けるために必要な費用、これにつきまして融資をする、こういう考え方でございまして、具体的に三つの点に絞って考えております。

一つは、教育を受けること自体の費用。具体的には、例えば授業料あるいは学校に納めます施設整備費、こういったような資金、これは教育を受けること自体の費用でございます。それからもう一つは、教育を受けることに必然的に必要になってくる費用。具体的には通学費でございます。これは当然必要になる。これから三つ目は、教育を受けるためにどうしても住居を転じなければならぬ、こういう場合には下宿代がどうしても必要になってくるということでございまして、この下宿代も対象に含める、このように考えております。

ただ、今先生お尋ねの家電製品あるいは電話の設置代、こういったようなものにつきましては、基本的にはそういったようなものは教育を受けるために必要な費用、すなわち教育に必然的に伴ってくる費用には入りにくいのではないかと、このことからそれらにつきましては自己資金で対応をお願いすることが適当なものでなろうか、このように考えております。

○乾晴美君 もう電話なんかは必需品の中に入られるのではないかと、このようにも思いますので、できるだけ対象範囲も拡大していくというふうなことでよろしくお願ひしたいと思います。

その次に、勤労者本人の財形貯蓄の残高を担保にして、その残高の九割までを無利子にするというふうなことで融資するということはできないでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 現在、財形制度の枠内におきましては、財産形成の促進に資するものを取り上げていく、こういう基本的な考え方になってございまして、その典型は持ち家のための融資ということでございまして、また教育は、無形の資産である教育あるいはまた教育には多額の費用がかかるので、勤労者の全体的な財産形成を促進

するためには必要だ、こういうことからこれを現在の財形の融資制度の枠内で設けていこうとございまして。

今、先生お尋ねのような小口の割合幅の広いような融資制度につきましては、財形融資という性格から直にはなかなか難しい面が多いのではないかなという感じがいたしております。

○乾晴美君 次に、財形給付金、それから基金制度の改善ということでお伺いしたいと思うんですが。

この財形助成金制度を見直して、満期給付金の一括預け入れ制度を選択した中小零細企業主に対して支給される勤労者の財産形成助成金の助成率を引き上げることが載っているわけなんです。これが零細企業であれば二〇％、小企業が一〇％、中企業では五％のものを、一括預け入れを選択した場合には、零細企業には三〇％、小企業には一五％、中企業には七％に引き上げてあげるというところは納得できるんですけども、その下に、一括預け入れを選択しない事業主は、零細企業では一〇％になってしまふ、それから小企業では五％、中企業では三％に減ってしまふ。今まであったよりマイナスイメージになってくるというところは、これはちょっと、一括預け入れを選択した事業主を上げる分にはいいんですが、下げるものはいかがかなと思うんですが、どういうお考えでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 今お尋ねの件につきましては、財形給付金そのものが現在事業主の方から給付されました満期給付金につきましては使途が全く自由にされているという点がございまして、そういうことから財産形成ということのつながりが必ずしも明らかでない点もございまして、その満期給付金を一括して財形貯蓄の中に預け入れることを原則としていたらいかがでしょうか、このようにしております。

そういう一括預入制度をとったところについては、今先生まさにお話のございましたように、助成金の率を上げていく、そういうところになる

べく持つていつていただきたい、こう考えておるわけでございます。

ただ、一括して預け入れると申ししても、現実には、例えば一般財形貯蓄等に預け入れるというところでございまして、先ほど来話も出ておりますように、一般財形貯蓄は使途自由という基本的な性格も持つておりますので、勤労者の方々にその大きな不自由を強いることはないのであるか、そういう意味では多くの事業主にこの一括制度を積極的に御利用いただくことができないのではないかと、さして勤労者の方々の不便を伴わない形でできるのではないかと、こう考えております。そういう事業主に対しては助成率を多くしていく、この方がより全体としては制度を積極的に活用していただける、こういうことにつながっていくのではないかと、こう考えておる次第でございます。

○乾晴美君 それでは、次に建設省の方にちよつとお伺いしたいんですが、借り上げ公共の賃貸住宅ですか、それを中堅勤労者等に賃貸するということなんですが、この中堅勤労者等というのはどういう人々のことを指しているんでしょうか。

○説明員(上野公成君) 中堅勤労者でございますけれども、三大都市とそれからそれ以外とで区別してございまして、三大都市圏におきましては、これは具体的に市町村を決めてございまして、これは大抵首都圏でございまして、一都三県の範囲でございまして、茨城の一部等が入っておりますけれども、そこで収入分位が二五％から六〇％までというところでございまして、この収入分位につきましては、総務庁で貯蓄動向調査というのをやっておりまして、そこで十分位に分けてございまして、きましましては収入分位が二五％から四〇％と、これを中堅勤労者ということで定めてございまして、

○乾晴美君 もう時間が参りましたので、大臣にお伺いしたいと思いますが、勤労者の年金、それから老後生活、持ち家はもちろんのこと、勤労者の総合的な福祉増進という観点からさなる財形の

制度の改善に取り組んでいただきたいと思うわけですが、大臣の御決意をお聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(小里貞利君) 幾つか問題点もお聞かせいただきながら御要請をいただきました。十分参考にさせていただきます。検討を進めてまいりたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○勝木健司君 それでは、質問させていただきます。

財形法の改正法案につきましては、社会情勢あるいは勤労者のニーズの変化に対応する制度改善が繰り込まれたことについては、私も評価をいたしております。しかし、年金、住宅貯蓄の限度額が据え置かれたこと、また住宅融資の融資限度額が据え置かれたこと、財形制度実施率が低い中小零細企業に対する対応方針が依然として明確にされていないことなど、多くの課題をまだ依然として残しております。

特に、財形貯蓄の非課税限度額の五百万円は昭和四十九年に設定されたものであります。当時と比べますと、老後に必要な個人年金の原資も六二％増の一千八百八十四万円、住宅購入の際の自己資金も二・五倍の九百六十六万円必要と言われておりますので、現行の非課税限度額は社会の変化あるいは勤労者のニーズにこたえ得るものとなっていないのが実情であります。私は、これらの財形貯蓄者を救済するため限度額を引き上げるべきではないかと思っております。

そこで、まず大蔵省にお伺いしたいと思います。財形を利用できない人とのバランスを考慮しなければならぬというふうな述べておられますが、財形貯蓄は事業主が実施することを決定しなければ、勤労者個人の利用がたくとも利用できないシステムになっておるわけでありまして、この問題についてはどのように解決をするのかお伺いしたいと思います。

○説明員(黒田東彦君) 財形住宅あるいは年金貯

蓄非課税制度は、御案内のとおり、あくまでも一般の方々の預金の利子等につきましては原則課税というふうになっておる中で、勤労者の方に限りまして住宅貯蓄及び年金貯蓄について特に元本五百万円までの利子を非課税とするという、いわば勤労者に対する特別な措置でございます。したがって、あくまでも勤労者に対する優遇措置として位置づけられるべきものであるというふうに考えております。

したがって、その結果、先ほども申し上げましたとおり、勤労者でない方であるとかあるいは勤労者でありましてその勤務先でこの制度を運用しておられない企業であるとか、あるいはさらに勤労者であつても本人の余裕がないということ勤務先でありまして本人の余裕がないということできないうような方々、この制度のいわば特別措置と申しますか、優遇措置を活用できない方が本来的に存在するわけでございます。もちろんそういうことを踏まえてなお勤労者のために特例措置として設けているわけでございますが、しかしそういうこの制度の活用ができない方もおられるというのを考えておく必要がある。つまり、そういう方々とのバランスというのを勘案してこの限度額というのを定める必要があるというふうに考えているわけでございます。

○勝木健司君 非課税制度は、本来少額の貯蓄を優遇するものであるということ、あるいはまた非課税措置は一定額まで認め、これを超えた場合は衆議院の社労でも答弁をいたしておりますけれども、この財形制度がマル優枠とは別に財形貯蓄の非課税制度として今日まで認められまして経過から考えますと、この制度は勤労者の財産形成に對する援助制度として理解していいのではないかと、いうふうに思います。そういう意味では、必ずしも少額貯蓄に限定されるものではないというふうに理解するわけでありまして、この点について大蔵省はどのように考えておられるのか。

それとまた、一定額とは現行五百万円となっておりますが、この五百万円を超えた場合大口貯蓄であるから認められないということなのか。そしてまた、この一定額というのは、貨幣価値が変動していった段階では当然引き上げざるべきであるというふうに考えるわけでありまして、どのように考えられておるのか、あわせて御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(黒田東彦君) 幾つか御質問があったと存じますけれども、この財産形成貯蓄非課税制度と申しますものは、もちろん五百万円という一定額で切られているわけでございます。この五百万円というものを少額と言ふか言わないかということとは、確かに委員御指摘のとおりいろいろ御議論があらうと思ひます。むしろ三百万円というのが従来から少額貯蓄非課税制度としてございまして、それが六十二年に一般的には廃止されたわけですから、老人等の方に限つてこの三百万円が少額貯蓄非課税制度として残っているというところから申し上げますと、五百万円というのはいは少額というのをやや超えておるのかもしれない。

しかし、いずれにいたしましても、この制度は四十七年の一月から創設されて、その際先ほどお話がございましたとおり百万円という限度額であつたわけですが、四十九年度にこれが一挙に五百万円という、五倍という水準に達して今日に至つておるというところでございまして、少額という部分をやや上回つておるかもしれないが、しかしそうでありましたとしても、勤労者の方に限つた制度でございまして、そこにはおのずから限度があるというふうに考えております。それをどんどん引き上げていきますと、先ほど申し上げましたとおり、勤労者の方とそうでないこの制度を利用できない方とのバランスという問題も起つてくるのではないかと、いうふうに考えております。

それから、五百万円を超えた場合には全体として認められないという点でございますが、これは

先ほど申し上げましたとおり、この制度は勤労者に限って五百万円までの貯蓄について非課税というようにしておるわけでございますので、それを超えるような貯蓄をされる方について五百万円以内は非課税にしますというのではないというふうに考えております。

それから、もう一つ御指摘の貨幣価値が変わったときかどうかという点でございます。これは御指摘のとおり、ほかの事情にして同じであれば、確かに貨幣価値が変わったときにどう考えるべきかというところは、限度額の議論について見直しを議論する場合には当然考慮すべき要因であろうかと思っております。他方でその他もろもろの、例えばそもそも利子所得に対する課税がどういふものであるのかという問題あるいは一般の少額貯蓄、まあ今は一般というよりもむしろ老人等の方に限った少額貯蓄非課税制度でございますが、それとの関連、その他各種のこととあわせて考慮する必要があります。それから先ほど申し上げましたとおり、昭和四十九年に百万円から五倍の五百万円に引き上げられたという経緯も考慮する必要があります。

○勝木健司君 余り納得できませんけれども、昭和六十二年の十月施行されたこの所得税法の第五十一条の中で、明年度に利子所得のあり方については見直しを行うということでありまして、けれども、この利子所得の見直しに当たって総合課税に移行するの否か、そしてこの場合財形貯蓄の扱いは一体どうするのか、大蔵省の対応をお聞きしたいというふうに思います。

○説明員(黒田東彦君) ただいま委員御指摘のとおり、所得税法等の一部を改正する法律の附則におきまして、この法律つまり所得税法等の一部を改正する法律でございますが、「施行後五年を経過した場合において見直しを行う」というふうになっております。これは課税貯蓄、非課税貯蓄を含めての見直し規定だと思いますが、この法律が昭和六十二年の十月一日に施行されておりますし、利子課税の部分は六十三年の四月一日から実

施されておるわけでございます。それから五年後と申しますと平成四年の十月一日あるいは平成五年の四月一日といった日付になろうかと思っておりますが、そういった施行後五年を経過した場合において見直しということにされておりますので、当然私もいたしましてこの規定の趣旨に従って適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

その際、課税貯蓄と非課税貯蓄の関係というところが当然議論になろうかと思っておりますが、この課税貯蓄につきましては現在の源泉分離課税というシステムをとっていることは御案内のとおりでございます。

総合課税ということになりますと、当然に非課税貯蓄を廃止して総合課税の対象にすべて取り入れるということが出てくるということではないと思っております。かつて一応総合課税という形になっておりましたけれども、必ずしも実効が十分でなかった。それから、そういうものではありましたが、けれども、総合課税のもとで少額貯蓄の非課税制度というのは存在しておたわけですので、総合課税かどうかということとは一義的には結びついていないというふうに思っておりますが、理屈というんですか思想といえますか、考え方が申しますと総合課税という考え方は、あらゆる所得を同じく扱う、利子所得であろうと事業所得であろうと給与所得であろうと同じように累進課税のもとに置く、あるいはどういふ方であろうと利子所得を得た方については同じように総合課税のもとで累進課税を行うという考え方でございますので、そういう哲学と申しますか思想と申しますか、考え方を突き詰めてまいりますと、総合課税ということに純化したと申しますと非課税貯蓄というのはいわずに制度的におかしいという議論にもなり得るわけでございます。

ただ、これは最初に申し上げましたとおり、制度自体として必ずそうなるというものではございません。総合課税の考え方をきりぎりしと突き詰めていきますと非課税貯蓄というのはその考え方に合わない面があるということかと思っております。

○勝木健司君 もう時間が余りありませんので、大蔵省御苦勞さまで。私は哲学を聞いておるんじやありませんで、来年度どうするのかということだけをお伺いしたかったわけでございます。次に、大臣にお尋ねをいたしたいというふうに思っています。

教育費用についての融資については一歩前進をしたというふうに私も思います。勤労者のライフサイクルにおきまして持ち家の取得と並んで教育費用、多額の支出が必要となる費用として教育費用があるわけでございます。これについても、融資については一歩前進をいたしておりますけれども、年金とか住宅貯蓄と同じように財形教育貯蓄、非課税貯蓄制度を設けるべきではないかというふうに思っております。御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(廣見和夫君) 今先生お話しした教育貯蓄制度、教育についての非課税貯蓄制度はいかがかと、こういう御提案でございますが、財形貯蓄につきましても、勤労者に特有なあるいは勤労者に重要な問題につきましても、いろいろ制度的な対応をしようというものが基本的な考え方になっております。例えば持ち家の問題について見ますと、持ち家の比率と申しますか、こういうものは自営業種の層と比較いたしますと勤労者が低い。したがって、勤労者の生活にとって特に重要なので、そういうような面について配慮の必要がある、こういうことから制度がつくられているというところでございます。

教育という問題について考えてみますと、確かに勤労者の生活にとりまして大変多くの費用がかかる問題でございます。ただ、それではバランスのとれた見方として、勤労者以外の例えは自営業者の方々と比べてみて子弟の進学率に差があるかどうか、そういうようなことについて特別の配慮を加えていく必要があるかどうか、こういう政策論も出てまいりますので、特に勤労者の方だけ

を対象といたしまして非課税枠を設けていくというのとはなかなか難しい面があるのではなからうかというふうに考えておるところでございます。

○勝木健司君 それでは、次に進ませていただきます。

財形給付金とか基金制度の設立の要件が改善をされておりますが、中小企業の普及促進にはまだまだ十分ではないかというふうに思われます。財形基金制度は設立時において財形基金の加入員となる勤労者が百人以上という設立要件であります。実際問題、小企業は設立できないわけでありまして、

そこで、中小企業勤労者の福祉向上を図るために中小企業勤労者福祉サービスセンターというのがありまして、これを利用して共同基金制度のようなものではないかというふうに、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、簡単に御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(廣見和夫君) 基金制度につきましては、確かに今お話しのように百人以上の加入員を必要とするのを原則といたしておりますが、ただ関連のある小企業が集まりまして共同でも設立し得るという道を開いてございまして、現実には数は少ないわけではございますが、そういうようなケースもございまして、そういうようなことで、現実といたしまして、そういう仕組みを利用しながら、できるだけ中小企業におきましても基金あるいは財形給付金制度の活用が進みますよう行政的な努力をしていくことが必要なのではなからうかというふうに考えておるところでございます。

○勝木健司君 最後に、大臣にお伺いします。財形の貯蓄残高が約十四兆円あるということですが、貯蓄残高の三分の一を還元融資に使用できることになっておりますが、この持ち家分譲、持ち家個人、セカンドハウス、進学等の各融資を合計してもその総額はまだ大体一兆円強しかない状況であります。融資枠がまだ三兆円ぐらいの余裕があるわけでありまして、余裕というよりも

を

地価の高騰等で勤労者が利用できないというのが実態であらうというふうに思います。今後も貯蓄残高はどんどんふえるというふうに思いますが、還元融資の利用がなかなかできない、このような趨勢が続いていけば、勤労者の資産形成とかあるいは持ち家の取得の促進が目的で財形制度が導入されたわけでありませうけれども、このあり方そのものが問われてくるんじゃないかというふうに思うわけでありませう。

勤労者をめぐる問題としては、労働時間の短縮とかあるいは育児休業制度の法制化等、多くの問題が山積をしておるわけでありませうが、私は勤労者の住宅問題が最も基本的な問題じゃないかというふうに思うわけでありませう。勤労者の持ち家取得の促進は勤労者財産形成促進法をもちろん執行することだけでできるものではないということ、国、土地とかあるいは住宅政策を離れて推進されるものではないというふうに思うわけでありませう。

そこで、今後この土地、住宅対策への強力な取り組みが最も必要であるというふうに思いますので、労働大臣の御所見をお聞きしたい。あわせて、還元融資のあり方とかあるいは融資条件の緩和とか融資対象の拡大等、いろいろ研究、改善、検討していかなければならないというふうに思うわけでありませうが、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(小里貞利君) 先ほど局長の方から答弁申し上げたのでございますが、いわゆる非課税限度額の問題もちょっと申し上げておきますが、先ほど来それぞれの委員の質疑討論をお聞き申し上げましてお答え申し上げたとおりでございますが、この問題は、重ねて申し上げておきますが、私も事務当局とも十分打ち合わせをいたしまして、前向きで積極的に余り期間を置かずにとりあえず大蔵とも折衝してみたい、かように考えておりますことも申し添えさせていただきます。

二つ目に、土地並びに住宅問題でございますが、これはもう申し上げるまでもなく、先生もまた御

指摘のように、豊かでゆとりのある勤労者の家庭生活の実感というものを整えるためには非常に重要な一つの要諦でございます。そのような認識におきまして、私も労働省のみで解決推進できる問題でもございませうけれども、国の政府全体の問題としてもこれが強力に推進せられるように、そういう観点から努力をいたしたいと思っております。

並に、勤労者の財産形成の一環として先ほど還元融資の検討がさらに必要じゃないか、そういうお話でございますが、ごもっともなお話でございます。勤労者財産形成審議会等にもよく御相談しながら、これからは御期待に沿うように努力をいたしたいと思っております。

○勝木健司君 ありがとうございます。終わります。

○西川潔君 私が最後でございます。重複する部分が多々あるかと思ひますが、復習も含めましてよろしくお願ひいたします。

今度の財形制度の提案理由の説明によりまして、高齢化の進展への対応を目的の一つとしております。法改正によらない部分も含めまして、制度改善のうちの部分が高齢化対策となっているのか、まずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(清水傳雄君) 今般の改善のうち高齢化の進展への対応を目的といたしておりますものは、まず法改正によるものといたしましては、現在五十五歳未満といたしております一般財形貯蓄の開始年齢要件を撤廃するというのが一つでございます。

それから法改正によらない制度改善といたしましては、財形年金貯蓄制度を改善いたしまして、年金支給後に介護等の事態が生じた場合に、年金を再設計し、支給期間を短縮するあるいは額を上乗せする、こうしたことを認めることとしたこと、また年金の支給方法といたしまして、一時的にニーズが必要となる場合に前厚型を加えるということといたしたこと、それから課税財形年金貯蓄を導入することということがございます。それからまた、退職後の居住型住宅融資制度を創設するというのもこうした高齢化の対応の一環というふうに考えております。

○西川潔君 そこで伺ひたいのは、財形年金貯蓄の改善は具体的に介護問題にはどのように役に立つのかお伺ひいたします。

○政府委員(廣見和夫君) 今お話がありました財形年金の支払い方法の改善、こういうことによりまして当初一定期間に厚く年金を支払っていき、こういうものができることになるわけでございますが、具体的には、そういうことになってまいりますと、例えば介護のための保険の購入にその前厚型の年金を使って対応することができ、そういうことによつて介護という不安あるいは介護という問題に対応することが可能になってくるのではなからうか、このように考えておるところでございます。

それからまた、年金が支払いが始まった後に本人あるいは配偶者の方が介護状態になる、こういうことになった場合には、先ほど局長からもお話し申し上げましたように、年金額を上乗せして支給する、再設計をする、こういうことになってまいりますので、その場合は直接そういう要介護状態へ対応することができるようになる、このようになってくるわけでございます。

○西川潔君 財形の年金貯蓄といつても具体的には各金融機関の商品として加入しているわけですが、取り扱い金融機関が今回の改正点をそのまま商品として準備するのか、あるいは既に契約をしているものにつきましては変更ができないなどということがあるのか、そのあたりが私は不安であります。関係金融機関への指導は今後どのようにしていかれるのか、その部分についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(廣見和夫君) お尋ねのとおり、基本的には今申し上げましたような形は各金融機関で商品化していただくということが必要になってまいります。そういうことで、私どももいたしまして、既に金融機関につきまして制度の概要について内々の説明を行うというようなことも行っているところでございますし、今後法案が成立いたしますと、さらに政令その他の整備を行う中で商品化に關しまして詳しく関係者の方々に説明を行つてまいりたい、このように考えております。ただ、最終的にはこれは金融機関の判断になるということでございませうが、そういう中で私どもとすれば十分に御説明もしていきたい、このように思つておるところでございます。

また、今先生お尋ねの、既に契約をなさつておられる方、これにつきましては設計変更というのはやっぱり難しいということにならざるを得ないと思つております。

資に発展させ、共同社宅用融資、こういうふうな形で充実を図ってまいりたいと考えています。

御指摘の両親の介護問題、勤労者にとりまして大変切実な問題になりつつあることはもうおっしゃるとおりである、このように認識をいたしておりますが、ただ、財形制度のもとの還元融資があくまでも還元融資ということで、本体の財産形成促進、計画的な財産形成に資するというものであるということが基本的に要請される、そういうものでございまして、そういう意味合いにおきまして、還元融資として介護に対する援助をこの枠組みの中でやっていくことについてはなかなかなじみがないんじゃないか、こういうふうにも考えるわけですが、ただ財形制度の中で介護についての援助はどういうものがあり得るか、そうしたことに付いてさらに今後とも検討いたしてまいりたいと存じます。

また、先ほど御答弁申し上げましたように、在職中に介護の問題が発生をした、こうした場合に、既に貯蓄をいたしております年金貯蓄を取り崩してその費用に充てる、こうした場合には全額を解約してもいゆる遡及課税、そうした対象にはならない、こういう形になっていることを申し添えさせていただきます。

○西川潔君 ありがとうございます。

次に、大都市圏では住宅や土地が著しく高騰しているわけですが、勤労者が家を持つことが非常に今困難になっております。このような中で財形住宅貯蓄を行ってきた勤労者の中には、家を持つことをあきらめてこれまでの住宅貯蓄を老後の年金生活の充実のために振りかえたいと希望する者も出てくるのではないかなと思います。財形住宅貯蓄から財形年金貯蓄への変更につきましてスムーズにできるようにしていただきたいなど、こう思うわけですが、現在の取り扱いと今後の取り組みについてどのように考えておられるのか、お伺いします。

○政府委員(清水博雄君) 現在の取り扱いにつきましては、財形住宅貯蓄にたん預けられた金銭

につきましては、これを年金貯蓄に振りかえるということは認められていないわけですが、このことは両貯蓄の性格、目的が異なることによるものでございまして、また、財形貯蓄というものが給与からの天引きによって計画的に積み立てていくという、こういう性格であることから一括して預入というふうなことができない、こういう考え方がなっているわけでございます。

こうしたことで、現行制度では認められていないわけではございますけれども、高齢化の進展によりまして、年金貯蓄に対するニーズが一層増大するということはもう当然考えられるわけでございます。老後の生活安定を図るという観点からこの年金貯蓄、一層活用されるような改善について努力をいたしてまいりたいと、このように考えております。

○西川潔君 それでは、次に移させていただきます。

今度は、退職後の居住型住宅融資制度の具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○政府委員(廣見和夫君) 大都市圏におきまして借家に居住している、あるいはまた国の内外で転勤を続けている、そういう方が退職前に自分のふるさとあるいは本拠地であらかじめ住宅を取得しておきまして、そこに退職後住んで老後を過ごす、こういうライフスタイルがかなり増加してくるのではないか、基本的には私もそういうふうに見ておるところでございます。

しかし、現在の財形住宅融資制度を見ますと、融資を受けようとするには、住宅の設置場所に住所がある必要があるということになっておりまして、あらかじめ退職後に居住する住宅を取得するための融資は現在受けられない、こういうふうになっておるわけでございます。それで、そこを改めまして、こういったような場合にも融資を受けることができるようにしよう、そういうねらいが退職後居住型住宅融資制度であるわけでございます。

具体的には、退職前三年以内に現在住んでいる

ところから住所移動を伴う形で退職後に住むための住宅を取得する、そういう人に対して財形融資を行っていく、基本的には調達金利でお貸しするという形にしていきたい、貸し付けの限度額であるとか、償還期間につきましては、これは他の一般の持ち家個人融資と全く同じようにしていきたい、このように考えておるところでございます。

○西川潔君 そこで、お伺いしたいんですが、退職前から計画的に退職後の生活のための準備を進める。つまり老後のことなんですけれども、死はだれにでも訪れてまいりますし、老後不安な生活というのは本当にどなたにとっても嫌なことでございます。心配なことなんです。定年退職前の三年以内という期間がちよっと短過ぎるような気がいたしますが、もうちよっと早くから住宅を用意しておけるようにできないものかなと、こういうふうにお願いをしたいんですが。

○政府委員(廣見和夫君) 退職後居住型住宅と申しますと、今御説明いたしましたように、そこに住むまでの間は基本的には空き家になるという形になるわけでございます。それが余り長い期間になってまいりますと、そういったようなせっかく取得した住宅あるいはその土地の有効利用という観点から問題があるんじゃないかというふうなこともございまして、それからまた、これまた余り長くなってしまうと、他人に転貸していく、あるいは転売していくというような問題も生じかねないということがございまして、やはりそのあたりとのバランスを十分考えながら適切な期間を設けていく必要があるのではなからうかと、こう思っております。私も今御説明させていただきましたように三年以内ということでスタートしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○西川潔君 なるべくよろしくお願ひしたいというところでございますが、質問させていただきなからでも理解できるところと、また僕自身もこれは無理を言っているなということも心は揺れ動いているわけですが、なるべくいい方向へお願

いしたいなど。この制度を利用して余り、例えば今度、もう揺れ動いている気持ちそのものなんでしょうが、多額の借金を背負うと退職した後今度は返済額が大きくなってしまふ。自分に振り返ってみると、生活を圧迫することにもなりかねません。ですから、計画的な借り入れとか、いわゆる返済を今度は反対に指導すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。やはり貸し付けの申込者の方々に對しましては退職後の年取予定額のうちどの程度返済していったらいいのか。その割合が余り高くないような返済計画というものが余り高くないもので、そういう計画をつくっていただくということで、余り無理のない形でいきますように私どもとしても必要な指導はやっていくことが肝要だろうと、このように思っております。

なお、今回償還方法につきましていわゆる親子リレー償還を選択できるように制度改善をするということにいたしておりますので、退職後居住型住宅融資につきましても、この制度を利用していただきますと、親子にわたって割合長期にわたって返済計画、返済を実行していったらいいというところで返済を容易にする道になりますので、こういったようなものの活用も相まって適切な運用に努めていきたい、このように考えておるところでございます。

○西川潔君 それでは最後に、財形制度がせっかくよい制度となりましても勤労者に知らなければこれは意味がありません。特に仕事に忙しい中高年の方々に對してはもっとわかりやすい私は積極的なPRが必要ではないかなと。福祉のこともそうですが、うちにも親が三人おって家内がなかなか役所の広報板までは見に行けない。帰って僕にもいろいろ質問されるわけですが、あわかつたわかつたというふうについて我々は言ってしまうんですけれども、宝の持ちぐされはいけませんので、制度の活用が進むように何と

かPRを、特に労働大臣に最後をお願いしたいんですが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(小里貞利君) 全く先生御指摘のとおりでございます。財形制度の促進を活用する、より積極的にまた対象者の労働者の皆さんに利用していただくという観点からも啓蒙、PRは最も大事なことでござります。従来も労働省におきましてはこれが啓蒙促進運動にも努めてまいりましたし、あるいはまた促進月間等もセットいたしましてそれぞれ理解を図ってまいっております。でもござります。

なおまた、都道府県の雇用促進センターにいわゆる財形形成相談員という者を置きまして、そして説明、相談等にも応じてまいっておりますところでもござりますが、これからはさらに新制度の発足と同時にビデオなども通じまして細やかに、しかもまた先生お話しのようにわかりやすく末端に徹底するように心得てこれが啓蒙を図る必要がある、かように考える次第でござります。

○西川潔君 ありがとうございます。

○委員長(福岡知之君) 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(福岡知之君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、対馬孝且君から発言を求められておりますので、これを許します。対馬君。

○対馬孝且君 私は、ただいま可決をされました労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党、国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・ス

ボーツ・国民連合、参院クラブの各会派共同提案によります附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、労働者財産形成促進制度については、高齢化の進展等今後の社会経済情勢の変化に即応し、労働者のニーズを踏まえ引き続き制度全般の整備充実を図ること。

二、共同住宅用住宅融資制度については、制度の実施状況等を踏まえ、融資対象地域の拡大等この制度をより実効のあるものとするよう必要な施策に努めること。

三、労働者の住宅取得を促進するため、財形持家融資の一層の充実、貸付手続の簡素化等に努めるとともに、合理的な地価の形成等土地対策の強化を図ること。

四、財形持家分譲融資により日本労働者住宅協会の建設する財形住宅については、地方公務員にも分譲できるように努力すること。

五、労働者の財産形成を一層促進するため、労働者財産形成貯蓄を原資とする還元融資の内容の改善及び利用の促進を図ること。

六、財形給付金制度及び基金制度について、事業主がこれらを積極的に活用するようなお一層努めること。

七、企業内の福利厚生に関する企業間格差の是正を図るため、中小企業に対する労働者財産形成促進制度の普及促進に一層努めること。

八、労働者の財産形成促進に必要な税制、財政面からの優遇措置を充実するよう、さらに一層努力すること。

右決議する。

以上であります。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(福岡知之君) 全会一致と認めます。よって、対馬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小里労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小里労働大臣。

○国務大臣(小里貞利君) 先ほどは採決をいただきました。ありがとうございます。

なお、ただいま附帯決議のございましたことにつきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力してまいるのであります。

どうもありがとうございます。

○委員長(福岡知之君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

職しようとする労働者がふえてきておりますが、そうした労働者の能力等にふさわしい職業の雇用機会が乏しいことから、これらの者の就職が円滑に進んでいないという実態が見られるところであります。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処していくため、中央職業安定審議会の建議を踏まえ、これらの者がそれぞれの地域においてその能力等にふさわしい職業につくことを促進するための諸施策を講ずることとし、関係審議会に諮った上、この法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律で新たに対象とする地域として雇用環境整備地域を加えることとしております。雇用環境整備地域は、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業につくことを促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が不足している状況にあり、かつ、当該求職者等に関し地域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域であつて、都道府県の定める地域雇用環境整備計画が労働大臣の承認を受けているものとしております。

この雇用環境整備地域に対しては、当該求職者の能力等にふさわしい職業の雇用機会を創出していくため、地域雇用環境整備計画に沿って事業所を設置または整備する事業主に対する必要な助成及び援助、雇用促進事業団の行う施設等の設置に関する特別の配慮、雇用促進住宅の入居範囲の拡大及び事業主に対する資金の融通の円滑化等の業務を行うための基金の造成への支援等の措置を講ずることとしております。

第二に、現行の雇用開発促進地域等を雇用機会増大促進地域等に整理するほか、雇用失業情勢に的確に対応するため、その指定期間について延長し、または短縮することができ旨の規定を設けることとしております。

なお、この法律は、公布後三月を超えない範囲

午後五時二十八分散会

三)

紹介議員 角田 義一君
の請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

請願者 烏取梟八頭郡郡家町大字郡家四九三 桑村和義

とより経済的にも精神的にも充実した保障がなされるべきである。ついては、次の事項について実

現を図りたい。

一、高齢者の医療

1 老人医療費の自己負担は現在の定額制を維持し、増額は行わないこと。

2 老人医療費の国庫負担を増額すること。

3 老人医療の対象年齢を六十五歳とすること。

4 国民健保の保険料が市町村の間で、著しく格差が生じないようにすること。

5 寝たきり・痴呆（ほう）性高齢者のための「診療システム」・「訪問看護制度の充実」・「ホームヘルパーの配置」等在宅福祉対策を充実させること。

6 老人保健施設は、通所型機能を併せ持つ小規模施設をハイペースで数多くつくること。

二、高齢者の生活の安定

1 基礎年金部分の給付水準を引き上げるとともに、国庫負担率を段階的に引き上げること。

2 年金額の改定は、毎年、生計費・賃金・国民生活水準などに応じた自動スライド制とすること。

3 既裁定者のスライド停止については、期待権を最大に尊重してスライドの適用を行うこと。

4 年金・恩給は非課税とすること。公的年金の非課税限度額を引き上げるため、「公的年金等控除額」を引き上げること。

5 年金に係る源泉徴収限度額を引き上げること。

6 年金支給開始年齢については、現行六十歳を堅持すること。

7 寒冷地の年金受給者に寒冷地手当相当分を支給すること。当面、暖房用灯油に公的助成を行うこと。

三、高齢者の生きがい
生きがいを高めるために、就労機会の増大と各種社会施設を高齢者の立場から見直し、

その整備活用を行うとともに、高齢者の知識や能力を生かした幅広い地域活動、社会活動への参加の機会をつくり、また、そのための条件整備を行うこと。

第一八一〇号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 福岡市南区野多目一ノ四ノ二三
竹下浩史 外六千六百七十七名

紹介議員 諫山 博君
女子差別撤廃条約を批准し、男女雇用機会均等法を施行してから四年になるが、女性労働者が働く上での困難は一層増大し、女性の働く権利が脅かされている。今日、女性労働者は千六百七十七万人に増え、その七割近くが既婚者で、「仕事と家庭の両立」が大きな問題になっている。我が国も批准した女子差別撤廃条約や、またILO第百五十六号条約では「家族の責任を持つ労働者が、仕事と家庭の両立が可能となるよう社会的条件を整備することは政府の責任であり、男女平等実現のために不可欠である」としている。ところが政府は、国際的動向に逆行して、社会的条件整備を行わないばかりか、「行政改革」の名の下に、保育所予算の削減や福祉・医療制度の切捨てを強行している。保育所の統廃合、保育料の値上げ、老人医療改善などに加えて、職場は人減らし「合理化」の下で「過労死」が国際語になるような長時間・過密労働が一層推し進められ、「仕事と家庭の両立」ができず、退職を余儀なくされる女性労働者も少なくない。については、すべての労働者が仕事と家庭を両立させることができるように、労働時間の短縮、大幅人員増、保育・福祉の公的充実などと併せて、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、育児休暇（休業）を制度化すること。
一歳未満児を育てるすべての男女労働者を対象に、本人の選択、休暇中の身分・地位の継続と休暇後の原職復帰の保障、休暇中の代替要員の配置、国と使用者による有給保障を原則として制度化すること。現行育児休業法で

定められている水準を後退させないこと。
二、看護休暇を制度化すること。
希望するすべての男女労働者を対象に、家族の看護に必要な期間の休暇（日、時間単位）の取得を含めて、休暇中の身分・地位の継続と休暇後の原職復帰の保障、連続する長期の休暇中の代替要員の配置、国と使用者による有給保障を原則として制度化すること。

第一八一一号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 茨城県土浦市下高津五六七 永井
洋光 外六千六百七十七名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八一二号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 静岡県沼津市大諏訪三三ノ一六
野本明 外六千六百七十六名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八一三号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 北海道帯広市西十八条南二丁目
渡辺龍義 外六千六百七十六名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八一四号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院西ノ内町五ノ一
一八幡明子 外六千六百七十六名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。
第一八一五号 平成三年三月十八日受理

育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 和歌山県御坊市藤田町藤井二、二
三六 瀬戸昌弘 外六千六百七十六名

紹介議員 岩崎タケ子君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八一六号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 宮城県亘理郡山元町高瀬字宿原一
四九ノ二 今野芳子 外六千六百七十六名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八一七号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 北海道名寄市栄町五五 杉本公子
外六千六百七十六名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八一八号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 大分県別府市鶴見四、五四八 北
江勇 外六千六百七十六名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八一九号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 岡山県邑久郡邑久町山手二二五
海原淳子 外六千六百七十六名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八二〇号 平成三年三月十八日受理
育児休暇（休業）・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 岡山県備前市鶴海四、一五五ノ四

津川雄一 外六千六百七十六名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八二二号 平成三年三月十八日受理
育児休暇(休業)・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 千葉県印旛郡富里町中沢四四二ノ
二 古川忠明 外六千六百七十六名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八二三号 平成三年三月十八日受理
育児休暇(休業)・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 島根県松江市上乃木町四八三日
野敦子 外六千六百七十六名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八二三号 平成三年三月十八日受理
育児休暇(休業)・看護休暇の制度化に関する請願
請願者 香川県高松市高松町七六一ノ一
久保田克也 外六千六百七十六名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第一八二六号 平成三年三月十八日受理
あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締りに関する請願
請願者 熊本市米屋町三ノ二三 尾田保
紹介議員 守住 有信君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一八二七号 平成三年三月十八日受理
公的骨髄バンクの早期実現に関する請願(五通)
請願者 横浜市磯子区岡村二ノ一〇ノ八
荒井謙二 外四千九百九十九名
紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一八三三三号 平成三年三月十九日受理
医療の改善に関する請願(百五十二通)
請願者 熊本県葦北郡芦北町花岡一、二六
九 青井みちる 外七百一十一名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一八四五号 平成三年三月十九日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 名古屋市中川区福船町五ノ一ノ六
鹿子木俊光 外千九百九十四名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八四七号 平成三年三月十九日受理
重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 山梨県塩山市上於曾一、三九七ノ
二 武藤卓夫 外四十三名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一八五四号 平成三年三月二十日受理
医療の改善に関する請願(百一十三通)
請願者 熊本市琴平二ノ三ノ三三 柴めぐみ 外五百八十三名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一八五七号 平成三年三月二十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 長崎県老姥郡芦辺町中野郷西触
松本ヤス子 外千九百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八五八号 平成三年三月二十日受理
原爆被害者援護法の早期制定に関する請願(二通)
請願者 福井市大手三ノ一七ノ一 柴田喜代美 外一名
紹介議員 日下部福代子君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一八六〇号 平成三年三月二十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋市中川区小幡西新一五九ノ
七 小栗興治 外九十九名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八六八号 平成三年三月二十日受理
重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 山梨県塩山市千野三、二四七 飯田ちか子 外四十九名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一八六九号 平成三年三月二十日受理
公的骨髄バンクの早期実現に関する請願(六通)
請願者 新潟県糸魚川市中浜六九ノ四 田代美江子 外五千九百九十九名
紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一八七一号 平成三年三月二十日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 名古屋市中川区富永二ノ二四〇
山田道子 外千五百九十九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療の改善に関する請願(第一八八〇号)
一、重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一八八六号)
一、国立腎(じん)センター設立に関する請願(第一八八八号)
一、保育制度の拡充、改善に関する請願(第一八九四号)
一、医療の改善に関する請願(第一八九六号)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願(第一九〇二号)
一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締りに関する請願(第一九〇六号)
一、医療の改善に関する請願(第一九一一号)
一、公的骨髄バンクの早期実現に関する請願(第一九一八号)
一、医療制度の改善に関する請願(第一九二二号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一九二二号)(第一九二六号)(第一九二九号)
一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締りに関する請願(第一九三〇号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一九三二号)(第一九三三号)(第一九三四号)(第一九三五号)(第一九三六号)
一、重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一九三七号)
一、保育制度の拡充、改善に関する請願(第一九三八号)
一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一九四〇号)(第一九四一号)(第一九四三号)
一、育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四六号)(第一九四七号)(第一九四八号)

号(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五
一五五五号)(第一九五五五号)(第一九五五五号)(第一
九五五五号)

一、医療の改善に関する請願(第一九五九号)
一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に關
する請願(第一九七四号)

一、重度心身障害者とその両親及び養ひたり老
人との介護者の家族が同居可能な社会福祉
施設の設置に関する請願(第一九七五号)

一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質
のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締
りに関する請願(第一九七六号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に關
する請願(第一九七八号)(第一九七九号)(第一
九八〇号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第
一九八四号)(第一九八五号)

一、医療の改善に関する請願(第一九八八号)
一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に關
する請願(第一九九三号)(第一九九四号)

一、原爆被害者授護法の制定に関する請願(第
一九九七号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に關
する請願(第一九九九号)

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善
に関する請願(第二〇〇〇号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に關
する請願(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)(第二
〇〇四号)(第二〇〇八号)

一、保育制度の拡充、改善に関する請願(第二
〇一三三号)

一、国立医療機関に働く全職種の大増員に關
する請願(第二〇一七号)(第二〇一八号)(第
二〇一九号)

一、あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質
のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締
りに関する請願(第二〇二五号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に關
する請願(第二〇二六号)(第二〇二七号)

第一八八〇号 平成三年三月二十二日受理
医療の改善に関する請願(百五十三通)
請願者 熊本県上益城郡益城町惣領一、一
三六ノ一 福田高秋 外六百九十
四名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一八八六号 平成三年三月二十二日受理
重度心身障害者とその両親及び養ひたり老人とそ
の介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置
に関する請願

請願者 山梨県塩山市赤尾五十四 遠藤隆
外二十名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一八八八号 平成三年三月二十二日受理
国立腎(じん) センター設立に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町一ノ三ノ
三 井口久美子

紹介議員 原文兵衛君
腎(じん) 炎・ネフローゼの原因の究明と治療法の
確立、並びに治療機関として、国立腎センターを
早急に開設されたい。

理由
腎炎・ネフローゼは、腎臓の糸球体等が侵される
病気で、五年・十年・あるいは一生という極めて長
期間の療養を必要とするばかりでなく、いつ悪化
して死亡するか分からない難病である。この病氣
は、戦後、幼児・児童・生徒の間に急激に増え続け、
長期欠席児童の第一位を占めており、学齢期にあ
る児童は、病院で家庭で、不安と焦燥の苦しい暗

い毎日を送っている。また、このような子を持つ
親の精神的苦悩と経済的負担は想像を絶するもの
がある。しかも、この病氣の原因が不明である上、
治療法も確立されておらず、いつ治るとも分か
らない、全く不安な状態に放置されている。この不
幸な数万の子供を救うため、国が科学の粋を集め
た研究機関、国立腎センターを早急に開設して、
腎炎・ネフローゼの原因の究明と治療法の開発の
根本的施策を講ずべきである。

第一八九四号 平成三年三月二十二日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 名古屋市中川区尾頭橋三ノ三ノ三
伊藤典代 外三百十四名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八九六号 平成三年三月二十五日受理
医療の改善に関する請願(百四十九通)

請願者 熊本県菊池郡西合志町宇須屋黒石
二、〇四三 松寺秀親 外七百三
十八名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一九〇二号 平成三年三月二十五日受理
原爆被害者授護法の早期制定に関する請願

請願者 福井市大手三ノ一ノ一七 長谷
川誠二

紹介議員 日下部禮代子君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一九〇六号 平成三年三月二十五日受理
あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイ
ロ及び整体術等、無免許療術行為取締りに關する
請願

請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘六ノ二三社団
法人兵庫県鍼灸マッサージ師会
長 山下茂一

紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第一九一〇号 平成三年三月二十六日受理
医療の改善に関する請願(七十二通)

請願者 熊本県菊池郡西合志町須屋二、六
三一 岡崎純也 外三百五十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一九一八号 平成三年三月二十六日受理
公的骨髄バンクの早期実現に関する請願

請願者 青森市金沢二ノ二〇ノ五コーボマ
コ 可部谷和浩 外九十九名

紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一九二一〇号 平成三年三月二十六日受理
医療制度の改善に関する請願

請願者 茨城県日立市田尻町二ノ六ノ三
茅根善美 外六百七十四名

紹介議員 種田 誠君
現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな
国になったと言われている。しかし、日本の医療・
福祉は欧米諸国と比べて大きく立ち後れており、
その貧しい実態が指摘されている。政府はこうし
た状況の根本的な改善を図ろうとしないばかり
か、医療水準の低下につながる公的医療抑制のた
めの法「改正」を準備している。ついでには、良い医
療制度への改善のため、次の事項について実現を
図られたい。

一、入院老人の追い出しをやめること。また、
老人を追い出すような仕組みの現在の診療報
酬を改善すること。

二、医療を受けにくくする老人医療費の定率患
者負担を実施しないこと。
三、行き届いた看護や介護を受けられるよう看
護婦やホームヘルパーを大幅に増やして、待
遇を改善すること。

四、高過ぎる国民健康保険の保険料を引き下げること。そのため、国庫負担を四十五％に戻すこと。

五、国民健康保険の保険証を全員に交付し、だれもが医療を受ける権利を守ること。

六、医療機関にかかる自由を規制したり、営利企業による医療を推進するための医療法改悪をやめること。

七、国立病院・療養所の統廃合をやめて、より拡充整備すること。

第一九二二号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 広島市佐伯区業師が丘一四ノ七
本丸生雄 外四千八百九十六名
紹介議員 浜本 万三君

ついに透析患者十万人時代を迎えた。私たちは、患者の急激な増加を前に、患者の受入体制、医師・看護婦・技術者など医療スタッフの供給体制、高齢化し、重症化し、障害が重複化する患者への対応などについて、強い不安を感じている。患者が期待する腎(じん)臓移植も依然として飛躍的な普及は望めない。こうした状況の下で、私たちは、腎不全対策への個別的な対応の前進に期待しつつ、腎臓病の予防、腎不全への進展防止、血液浄化法の一層の普及と技術改良、腎臓移植の普及、腎機能障害者の雇用・社会参加といった対策が、総合的かつ有機的に国の施策として取り組まれることを強く期待する。ついでには、国がこうした患者らの要請にこたえ、腎疾患分野における保健・医療・福祉を総合化した腎疾患総合対策を早急に確立するため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国立佐倉病院を、腎臓病の発症予防、悪化防止、血液浄化法・腎臓移植などの治療と研究、さらには情報収集などの機能を有する腎臓病総合センターとして整備し、各地方移植センターも同様に腎臓病の機能を果たせ全国ネットワークづくりを進めること。

二、死体腎移植の一層の推進を図るため、腎パ

ンクの全国的整備を始め、きめ細かな施策を推進すること。

三、透析患者の増加と患者の高齢化、重症化、障害の重複化という深刻な状況に対応する、医療・福祉両面における施設・在宅サービスの実現に努めること。

四、深刻な長期透析患者の合併症治療のための新技術、新薬開発のための研究を進めること。

五、腎機能障害者の働く場の確保と就労しやすい条件づくりなど、雇用対策の強化に努めること。

第一九二六号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡近江町長沢一、〇四二ノ三 北居徳子 外千八百九十名
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九二九号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 秋田市檜山南中町五ノ五 鈴木章夫 外九十九名
紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九三〇号 平成三年三月二十六日受理

あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願
請願者 愛媛県松山市久万ノ台八七〇社団 法人愛媛県針灸・按摩・マッサージ・指圧師会会長 菅正起
紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一九三二号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

(三通)

請願者 群馬県新田郡敷原本町大原四〇ノ三 桑原喜久子 外六千五百十四名
紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九三三三号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛媛県松山市古三津五ノ一六ノ六 村上信子 外二千六百五十九名
紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九三四号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 石川県金沢市本町二ノ五ノ六 浅井米三 外五千五百名
紹介議員 香掛 哲男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九三五号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 茨城県日立市平和町一ノ八ノ一 四 舟本玲子 外七千七百七十七名
紹介議員 狩野 明男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九三六号 平成三年三月二十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都八王子市大楽寺町六四一ノ二六 坂本大雄 外二千名
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九三七号 平成三年三月二十六日受理

重度心身障害者とその両親及び衰えたり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設設置に関する請願
請願者 山梨県甲府市上今井町一、八〇〇

早川武伴 外四名
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一九三八号 平成三年三月二十六日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 名古屋市中川区中須町辻ノ上一五〇ノ六八 岡島有治 外二百七十四名
紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九四〇号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 千葉県山武郡横芝町栗山四、九三四ノ一一 長谷川みき 外二千名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九四一号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県草津市草津町一、九四八ノ八 船山恒雄 外千九百四十三名
紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九四三三号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 秋田市四ッ小屋小阿地字坂の下三〇 鈴木万喜夫 外九十九名
紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九四四号 平成三年三月二十七日受理

育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願
請願者 福岡市東区宮松四ノ四ノ三ノ二〇 四 村川義則 外二千九十九名
紹介議員 諫山 博君

私たちは、「第百二十回国会で育児休業制度を法制化する」旨の合意ができたことを喜ぶとともに、安心して休むことができるように働く者の願う内容での実現を切望している。女性労働者は千七百四十九万人、全雇用労働者の三十七・四％、平成二年に増え、このうち既婚者が七割近くを占めているが、今日なお、仕事と家庭を両立させて働き続けることは容易ではない。我が国も批准した女子差別撤廃条約は、育児には男女間及び社会全体の責任分担が必要とし、ILO第百五十六号条約・第百六十五号勧告では「家族の責任を持つ労働者が、差別を受けることなしに仕事と家庭の両立が可能となるよう社会的条件を整備することは政府の責任である」として、労働条件の改善、育児や看護のための休暇を始め諸施策を求めている。ところが我が国では、保育所や福祉予算の削減、老人医療改悪、民間委託の拡大など保育・福祉の切捨てや人減らし「合理化」、長時間過密労働などにより、「仕事と家庭の両立」ができずに、退職を余儀なくされる女性労働者も少なくない。ついで、家族の責任を持つ男女労働者が仕事と家庭を両立させ、生き生きと働き続けるために、大幅な労働時間の短縮・人員増を始めとする労働条件の改善、保育・福祉・医療の公的充実などと併せて、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、安心して休むことができるよう、選択制、原職復帰、代替保障、有給を原則とした次の内容の育児休業法を制定すること。
- 1 育児休業制度は、家族の責任を持つ男女労働者が育児によって労働権を失うことのないように、その労働権を保障し、もって男女平等の推進に寄与することを目的とする。
- 2 満一歳未満の子供を持つ男女労働者（父又は母）に対し、自主選択により育児休業を保障すること。
- 3 休業期間は子供が満一歳に達するまでの間で労働者が請求した期間とし、途中変更を認めること。

- 4 休業中は、職場での身分や地位の継続を保障し、休業後は原職に復帰させること。
- 5 休業中は、他の労働者の負担が増えないように代替要員を配置すること。
- 6 休業中は、国及び雇用主の負担で有給とすること。中小企業に対しては、国の負担割合を多くすること。
- 7 育児休業を取得した労働者に対して不利益な取扱いを禁ずること。
- 8 育児休業の請求を拒んだり、不利益な取扱いをした場合などに対する罰則を明記すること。
- 9 休業中に一時金支給がある場合は、勤務期間に応じて支給すること。
- 10 少なくとも休業期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものととして、昇給、勤続年数の取扱いをすること。
- 11 育児休業の取得を理由に、次年度の年次有給休暇日数の削減を行わないこと。
- 12 休業後の原職復帰に際して、必要に応じて、教育・訓練等の保障をすること。
- 13 現行育児休業法で定められている水準（選択制、原職復帰、代替配置、育児休業給支給など）を上回る内容とすること。
- 14 民間・公務員が同時に制定、施行されるようにすること。
- 15 中小企業に対して実施猶予をせず、実施のために助成措置等を講ずること。

- 二、看護（介護）休暇を早期に制度化すること。
- 民間・公務員を問わず中小企業を含むすべての産業の男女労働者を対象とし、看護を必要とする家族を持ち、希望する者に、原職復帰、長期休暇中の代替要員の配置、国及び雇用主の負担による有給（中小企業に対しては、国の負担割合を多くすること）、連続又は断続で、日、時間単位で一年間まで取得できることを原則とする看護（介護）休業を早期に制度化すること。

第一九四五号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 兵庫県三田市三田町三五ノ一〇三
田ハウス一〇七 有岡昌幸 外二
千九十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九四六号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 東京都中野区中野二ノ二七ノ一九
ノ一、二一五 星義雄 外二千九
十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九四七号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 札幌市北区篠路町上篠路六〇ノ三
七 松本孝俊 外二千九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九四八号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田深谷八ノ九四
松井仁 外二千九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九四九号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 大阪府天王寺区上本町一ノ一
六ノ八〇三 岡村満雄 外二千九

十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五〇号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡嬉野町大字岩屋川内
甲三五三 松尾睦 外二千九十九
名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五一号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 北海道苫小牧市澄川町三ノ七ノ一
三 久保剛樹 外二千九十九名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五二号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区円山西町二ノ六ノ六
森口則一 外二千九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五三号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 大阪府茨木市高田町一七ノ九 木
村実 外二千九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五四号 平成三年三月二十七日受理
育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

る請願

請願者 広島市中区江波西二ノ一ノ二〇

佐伯勝規 外二千九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五五号 平成三年三月二十七日受理

育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 横浜市港南区日野七ノ六ノ二 益

子薫 外二千九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五六号 平成三年三月二十七日受理

育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 名古屋市中区山田西町三ノ一〇六

ノ三 大曾根住宅一ノ一〇ノ五 島

崎宏行 外二千九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五七号 平成三年三月二十七日受理

育児休業法の制定と看護休暇の早期制度化に関する請願

請願者 東京都多摩市落合六ノ六ノ六ノ一

〇四 佐藤裕子 外二千九十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九四四号と同じである。

第一九五九号 平成三年三月二十七日受理

医療の改善に関する請願(五通)

請願者 熊本市河原町二 永田孝 外二十

四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長崎市八百屋町一 野田茂実

外千五百六十一名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九七五号 平成三年三月二十七日受理

重度心身障害者とその両親及び養ひ老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 山梨県甲府市湯村三ノ一九ノ五四

前原昇 外十四名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一九七六号 平成三年三月二十七日受理

あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療行爲取締りに関する請願

請願者 栃木県足利市板倉町四七ノ五社

団法人栃木県鍼灸按摩マッサージ指

圧師会会長 鈴木正一

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一九七八号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都墨田区東駒形一ノ一一ノ一

小林重吉 外二千名

紹介議員 木暮 山人君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九七九号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本市渡鹿五ノ九ノ四 佐野節子

外八千二百七名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八一号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市錦町一ノ一一ノ八

浅野敏光 外千二百三名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八二号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山口県宇部市西岐波区後岡ノ辻

森下良正 外九百九十九名

紹介議員 二本 秀夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八三号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県桃生郡河北町飯野字浦谷地

沖四九 遠藤朋子 外千七百四十

名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八四号 平成三年三月二十七日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区中町一ノ二六ノ一

木村高己 外二千名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八五号 平成三年三月二十八日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都八王子市高尾町二、一一一

串田直子 外四千名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八八号 平成三年三月二十八日受理

医療の改善に関する請願(五通)

請願者 熊本市元三町一、八一四 山下由

美 外二十四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第一九九三三号 平成三年三月二十八日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町二ノ一五ノ一〇

桜井道夫 外二千名

紹介議員 日下部裕代子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九九四号 平成三年三月二十八日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市東区北十三条東一六丁目

三上健蔵 外二千五百名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九九七号 平成三年三月二十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中区山崎古中島一七ノ

二 長峰弘子 外九十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九九九号 平成三年三月二十八日受理

腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市將軍野南一ノ一四ノ八二

長谷川好明 外七十三名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇〇〇号 平成三年三月二十八日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(五通)

請願者 熊本市田迎町良町一、四八〇ノ一

宮本一雄 外二十四名

紹介議員 紀平 悌子君

看護婦の夜勤は複数・月八日という人事院判定（昭和四十年）が出されてから二十五年、看護の質と量の改善を図るための国際基準を示したILO看護職員条約・勧告が採択されて既に十三年が経過したが、いまだにこれらを踏まえた改善は実行されず、看護婦は過酷な労働条件の下に置かれている。特に、いまだに存在する一人夜勤や月十日以上の夜勤回数、八割に上る労基法違反、恒常的な残業による長時間・過密労働などが重なり、慢性疲労や心身症が増大し、突然死も発生する状況にある。このため退職者が後を絶たず、深刻な看護婦不足が続いており、その結果、患者に対する看護が低下し大きな犠牲を強いている。私たちは、国民の質の高い、より良い看護が提供でき、看護婦に入並みの労働と生活条件が保障されるよう、大幅増員と夜勤制限の実現を要求してきた。しかし、政府はこの要求を無視し、医療機関の削減や看護合理化を推進している。ついでには、このような計画を改め、国民に「いつでも、どこでも、だれでも、より質の高い医療・看護」を実現し、看護職員の労働と生活条件の改善を図られるよう、次の措置を採らねばならない。

一、ILO看護職員条約・勧告を批准し、関係国内法の改正を行うこと。

国民の健康水準を高め、人々を看護職に引きとめるための本格的な看護政策の策定を提起した、ILO看護職員条約を早期に批准し、そのための関係国内法（医療法、労働基準法、保健婦助産婦看護婦法など）を改正すること。

二、人事院判定、ILO看護職員条約の趣旨に沿って、看護婦の労働と生活条件を本格的に改善すること。

1 看護単位を四十床以内とし、複数・月六日（当番八日）以内、最低十二時間以上の勤務間隔を内容とする夜勤制限の早期実現を図ること。夜勤専門看護婦を導入しないこと。

2 妊産婦夜勤禁止、産前産後休暇、生理休

暇など母性保護の権利取得及び育児休業に伴う代替要員を保障すること。

3 大幅増員による労働時間短縮・週休二日制の実現を行い、年次有給休暇を四週間へ拡大すること。

4 外来、救急医療の充実、及び国と地方自治体による訪問看護拡充のための必要な増員と予算措置を図ること。

5 少なくとも以上の内容を盛り込んだ看護婦需給計画を立てること。

三、看護の質と量を確保するため看護制度の改善・充実を図ること。

1 看護婦養成制度を廃止し、高卒三年以上の看護婦養成制度への一本化を図ること。看護婦の養成は学校教育法第一条に基づく教育制度にすること。看護婦の早期全員看護婦への切替えのため、必要な経過措置を設けること。

2 全員を対象にした国と地方自治体による継続教育（研修）制度及び有給による教育（研修）休暇制度を確立すること。

3 安上り看護に道を開き、新たな身分差別と選別を進める専門看護婦、管理看護婦、訪問看護婦などの制度化、及び補助看護資格の一元化を行わないこと。無資格者の導入拡大をしないこと。

第二〇二二号 平成三年三月二十八日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡三和町為石 西津 トメノ 外二千名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇〇三三号 平成三年三月二十八日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（三通）
請願者 福井市冬野町一ノ一一 高橋宏子 外三千四百十二名

紹介議員 古川太三郎君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇〇四四号 平成三年三月二十八日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（二通）
請願者 山梨県大月市猿橋町猿橋二、六二八 知見雅代 外三千四百七十六名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇〇八八号 平成三年三月二十八日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市稲津町小里四〇九 岩島和子 外四千名
紹介議員 高井 和伸君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇一三三三号 平成三年三月二十八日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 名古屋市中川区東中島町六ノ一七 徳丸光信 外四百四名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二〇一七七号 平成三年三月二十八日受理
国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願
請願者 広島市安芸区畑三ノ三ノ一七 有田進 外三千五百五十三名
紹介議員 浜本 万三君
国立病院・療養所は、憲法第二十五条の生存権、健康権の精神に基づき、国の責務において国民の命と健康を守るため、難病・脳卒中・リハビリテーション・結核・重度心身障害・筋ジストロフィー等不採算医療とともに、地域の医療を担ってきている。しかし、その人員配置は他の公的医療機関に比べ極めて不十分の状態となっている。国立医

療機関としての責務、機能を発揮するためにも、全職種の大増員が必要である。特に看護の職場では、人事院の「夜勤判定」（複数・月八日以内夜勤）から、既に二十五年も経過しているにもかかわらず、その実現がなされていない。そのため、日進月歩の医療と、高まる国民の医療需要にこたえるため懸命に業務を遂行しているが、その実態は極めて「過密労働」となり、看護婦は疲れきっており、在職死亡が相次いでいる。また、政府が進める完全週休二日制実施に向かっても大幅な増員が必要であり、増員がなままの実施は国民サービスの低下を来し、医療に大きな支障を来す。ついでには、国立医療機関に働くすべての職種の大増員のため、次の事項について実現を図られたい。

一、国立医療機関に働く全職種の大増員を行うこと。

二、「複数・月八日以内」の人事院夜勤判定を直ちに法制化すること。

三、国立医療機関における週休二日制の実施は、医療サービスの低下を来さないよう増員で行うこと。なお実施に当たっては、医療機関を絶対除外しないこと。

四、総定員法を撤廃すること。当面、国立医療機関の定員を総定員法から除外し、定員削減を直ちに中止すること。第八次定員削減計画の策定は行わないこと。

第二〇一八八号 平成三年三月二十八日受理
国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願
請願者 新潟県柏崎市三島町二ノ一五 歌代洋子 外千四百九名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二〇一七七号と同じである。

第二〇一九九号 平成三年三月二十八日受理
国立医療機関に働く全職種の大増員に関する請願（四通）
請願者 愛媛県今治市東村三ノ一〇ノ四五

紹介議員 松本淳一 外千二百七名 池田 治君 この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。	(二通) 請願者 福井市松本四ノ一ノ一〇 大田 保彦 外三千四百十名 紹介議員 熊谷太三郎君 この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。
第二〇二〇号 平成三年三月二十八日受理 重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願 請願者 東京都豊島区要町二ノ三三ノ一二 重盛孝子 外九名 紹介議員 前島英三郎君 この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。	
第二〇二一号 平成三年三月二十八日受理 腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 山口県下関市秋根本町一ノ七ノ二 四 加藤信雄 外四百六十一名 紹介議員 二木 秀夫君 この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。	
第二〇二五号 平成三年三月二十八日受理 あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロ及び整体術等、無免許療術行為取締りに関する請願 請願者 東京都新宿区四谷三ノ一二社団法人全日本鍼灸マッサージ師会会長 関野光雄 紹介議員 石井 道子君 この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。	
第二〇二六号 平成三年三月二十八日受理 腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 徳島市名東町一ノ一六一 大久保 敏子 外千名 紹介議員 松浦 孝治君 この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。	
第二〇二七号 平成三年三月二十八日受理 腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願	

平成三年四月二十日印刷

平成三年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P